

岩内町地域防災計画

(資料編)

岩内町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 目的	1
第2節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4節 岩内町の地勢と災害の概要	4
第5節 町民の心構え	5

第2章 防災組織

第1節 防災会議	6
第2節 災害対策本部	7
第3節 住民組織等への協力要請	11

第3章 情報通信計画

第1節 気象業務組織	12
第2節 気象等に関する特別警報・警報及び注意報	13
第3節 災害通信計画	25
第4節 災害情報等の報告収集及び伝達計画	26

第4章 災害予防計画

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	31
第2節 防災訓練計画	32
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	33
第4節 相互応援(受援)体制整備計画	33
第5節 自主防災組織の育成に関する計画	34
第6節 避難体制整備計画	36
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	38
第8節 消防計画	41
第9節 災害危険区域及び整備計画	43
第10節 水害予防計画	43
第11節 風害予防計画	44
第12節 雪害予防計画	44
第13節 融雪災害予防計画	44
第14節 高波・高潮災害予防計画	44
第15節 土砂災害予防計画	45
第16節 複合災害に関する計画	46
第17節 業務継続計画の策定	46

第5章 災害応急対策計画

第1節 動員計画	48
第2節 災害広報・情報提供計画	50
第3節 水防計画	51
第4節 避難対策計画	51
第5節 食料供給計画	58
第6節 衣料・生活必需品等物資供給計画	59
第7節 給水計画	60
第8節 石油類燃料供給計画	61
第9節 医療救護計画	61
第10節 防疫計画	62
第11節 廃棄物処理等計画	63
第12節 家庭動物等対策計画	64
第13節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	64

第14節	障害物除去計画	65
第15節	輸送計画	66
第16節	労務供給計画	67
第17節	文教対策計画	67
第18節	災害警備計画	69
第19節	海難予防及び救助計画	70
第20節	自衛隊派遣要請計画	71
第21節	広域応援・受援計画	72
第22節	災害ボランティアとの連携計画	72

第6章 特殊災害対策計画

第1節	地震・津波災害対策計画	74
第2節	港湾等防災対策計画	74
第3節	救急医療対策計画	80

第7章 事故災害対策計画

第1節	海上災害対策計画	84
第2節	航空災害対策計画	90
第3節	道路災害対策計画	92
第4節	原子力災害対策計画	96
第5節	危険物等災害対策計画	97
第6節	大規模な火事災害対策計画	99
第7節	林野火災対策計画	102
第8節	大規模停電災害対策計画	104

第8章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	実施責任者	108
第2節	災害復旧事業計画の概要	108
第3節	災害復旧予算措置	109
第4節	激甚災害に係る財政援助措置	109
第5節	被災者援護計画	109
第6節	応急金融対策	110

過去の主な災害の発生状況

令和3年12月31日現在

発生年月日 ()内は西暦	種 別	被害カ所	被 害 状 況
明治40. 4. 11 (1907)	暴 風	岩内港	ニシンわく船破損30隻、漁船破壊3隻、水死者3人。
" 40. 4. 21 (1907)	暴 風	岩内沖	漁船遭難、水死者あり。
" 42. 10. 25 (1909)	火 災	万代東地区	北西風30m/s。360余戸全焼。
大正 2. 9. 20 (1913)	暴 風	岩内沖	イカ釣船150余隻遭難。
" 3. 2. 26 (1914)	火 災	御崎地区	北西風10m/s。49戸全焼、3戸半焼。
" 8. 4. 18 (1919)	暴風雪	岩内沖	ニシン網78カ統流失。
" 9. 4. 3 (1920)	暴 風	岩内沖	ニシン漁船遭難、水死者35人、家屋全壊12戸、放棄ニシン3,000t。
" 11. 1. 6 (1922)	暴風雪	岩内・前田駅間	岩内～前田間鉄道路線除雪人夫除雪車にふれ即死2人、重傷3人、軽傷8人。
昭和29. 1. 29 (1954)	暴風雪	岩内港	船入澗けい留中の漁船沈没、座礁30隻、中小破43隻、死者なし。
" 29. 9. 26 (1954)	台風・火災	全町の8割	15号台風により風速37m/s下に発生。3,298戸全焼、死者・行方不明37人、り災人口16,622人、漁船被害沈没11隻、大破10隻、座礁48隻、焼失25隻計94隻。
" 31. 1. 14 (1956)	暴風雪	岩内沖	漁船沈没7隻、死者38人。
" 31. 11. 30 (1956)	暴風雪	岩内沖	漁船沈没4隻、死者13人。
" 36. 7. 24 ～ 7. 26 (1961)	大 雨	全 町	床上浸水645戸、り災人口(床上)3,265人、道路決壊16カ所、堤防決壊26カ所、橋梁流失9カ所、田畠流失・冠水65.1ha。
" 36. 8. 8 ～ 8. 10 (1961)	台 風	全 町	床上浸水356戸、り災人口(床上)1,810人、道路決壊10カ所、堤防決壊26カ所、橋梁流失破損9カ所、田畠流失・冠水219ha。
" 39. 11. 22 (1964)	暴風雪	岩内港	船入澗けい留中の漁船沈没7隻、大破2隻、中波22隻、小破43隻、計74隻。
" 45. 2. 1 (1970)	高 波	御崎地区	床下浸水5戸。
" 45. 3. 17 (1970)	高 波	御崎地区	床上浸水6戸。
" 48. 8. 26 (1973)	大 雨	敷島内地区	土砂崩れ1カ所。
" 50. 8. 22 (1975)	大 雨	宮園地区	ポンイワナイ川、権太川護岸決壊3カ所。
" 51. 8. 12 (1976)	大 雨	大浜地区 敷島内地区	床下浸水10戸、幌内橋流失。
" 54. 4. 10 (1979)	大 雨	宮園地区	ポンイワナイ川護岸決壊1カ所。
" 56. 8. 23 (1981)	大 雨	東山地区	床下浸水10戸、道路の決壊1カ所。
" 60. 9. 1 (1985)	大 雨	野東地区 敷島内地区	権太川、西老古美川、日内川、幌内川、当別川護岸決壊、計5カ所、床上浸水1戸。
平成 5. 7. 12 (1993)	地 震 (北海道南西 沖地震)	全 町	震度5(寿都・小樽)震度4(俱知安)、津波の高さ263cm(岩内)。 地震による一部損壊218戸、津波による漁船損壊8隻。
" 5. 11. 14 (1993)	暴風雨	全 町	一部損壊189戸。
" 9. 8. 10 (1997)	大 雨	高台地区	ポンイワナイ川護岸決壊1カ所。

発生年月日 ()内は西暦	種 別	被 害 地 所	被 害 状 況
平成 10. 5. 2 (1998)	大 雨	栄地区 野東地区 敷島内地区	床下浸水12戸、床下浸水1事業所、道路決壊1カ所。
" 16. 9. 9 (2004)	台 風	全 町	一部損壊235戸、田畠流失38.9ha。
" 22. 7. 29 (2010)	大 雨	全 町	最大1時間降水量30.5mm、24時間降水量123mm。床下浸水128戸、朝日温泉半壊、田冠水1.2ha、土砂崩れ2カ所、運上屋川流域住民22人自主避難、全町断水37時間。
" 23. 3. 11 (2011)	地 震 (東日本大震災)	全 町	震度2(岩内町清住)、津波の高さ30cm(岩内)。被害無し。
" 23. 9. 2 ~. 9. 6 (2011)	台 風	全 町	床下浸水4戸、運上屋川・当別川護岸一部損傷。
" 24. 12. 6 (2012)	暴風雪	全 町	一部損壊22戸、停電600戸。
" 25. 8. 23 (2013)	大 雨	全 町	床下浸水1戸、停電全域。
" 28. 2. 29 ~3. 1 (2016)	暴風雪	全 町	風速24.5m/s(西北西)、最大瞬間風速35.6m/s(西北西)。 重傷1人、一部損壊24戸、停電1,352戸。避難者数13人(避難所開設1カ所)。
" 30. 7. 2 (2018)	大 雨	東山地区 大浜地区	最大1時間降水量14mm。 土砂崩れ1カ所(土砂災害警戒区域「東山2地区」)。
" 30. 7. 4 ~7. 5 (2018)	大 雨	栄地区 高台地区 相生地区 宮園地区	最大1時間降水量15mm、13時間降水量81.5mm。 道路法面崩壊等2カ所、河川護岸損壊等12カ所。 運上屋川・ポンイワナイ川流域の355世帯660人に避難勧告発令、避難者数49人(避難所開設1カ所)。

過去3カ年の気象状況（月別平均）

年別 区分 月別	令和元年						令和2年						令和3年					
	降水量 mm	平均気温 °C	平均風速 m/s	日照時間 h	降雪量 cm	降水量 mm	平均気温 °C	平均風速 m/s	日照時間 h	降雪量 cm	降水量 mm	平均気温 °C	平均風速 m/s	日照時間 h	降雪量 cm	降水量 mm	平均気温 °C	平均風速 m/s
1	16.5	-2.8	4.9	26.7	90	18.5	-2.2	3.8	52.5	67	70.0	-4.1	4.7	45.0	137			
2	23.0	-2.8	5.0	36.8	79	37.5	-2.0	3.6	65.3	101	59.5	-2.7	5.1	52.3	115			
3	42.0	1.8	3.5	173.1	23	69.5	2.9	3.7	145.1	2	52.0	3.2	3.2	148.5	39			
4	25.0	6.5	3.4	194.3	8	46.0	5.6	3.5	175.6		90.5	6.8	3.7	200.2	2			
5	42.0	14.1	3.3	203.8		67.0	12.3	3.2	195.7		87.5	12.3	2.9	149.2				
6	36.0	16.8	2.6	152.6		57.0	17.5	2.6	113.8		42.0	17.6	2.7	243.8				
7	49.0	21.2	2.6	186.7		75.0	20.5	2.3	231.1		21.5	23.6	2.8	278.7				
8	102.0	21.9	2.6	175.0		108.0	22.2	2.4	168.8		97.5	22.3	2.5	167.8				
9	77.5	18.0	2.9	177.4		89.0	19.6	2.6	133.3		76.0	18.0	2.5	205.2				
10	61.5	12.6	3.0	128.0		188.0	11.8	30.0	127.6	1	136.0	11.3	2.6	134.2				
11	63.5	3.7	5.1	44.4		167.0	5.9	3.9	49.7	18	169.0	6.9	3.6	55.4	25			
12	63.5	-0.9	4.7	26.9	36	58.0	-1.7	5.1	11.3	119	96.0	-0.7	4.5	30.8	96			
年平均	50.1	9.2	3.6	127.1	39.3 6ヶ月	81.7	9.4	5.6	122.5	51.3 6ヶ月	83.1	9.5	3.4	142.6	69.0 6ヶ月			

岩内町防災会議条例

〔昭和37年12月18日
条例第12号〕

改正 昭和40年4月19日条例第12号

平成12年3月29日条例第11号

平成20年3月19日条例第2号

平成8年3月22日条例第3号

平成15年6月19日条例第9号

平成24年9月21日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、岩内町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩内町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関の職員及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ5人、4人、1人、3人、6人及び3人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関する必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年3月24日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

岩内町災害対策本部条例

〔昭和37年12月18日
条例第13号〕

改正 昭和61年9月26日条例第6号 平成9年3月24日条例第4号
平成24年9月21日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき岩内町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

協力依頼の住民組織

令和3年12月31日現在

地域	名称	会員世帯数	地域	名称	会員世帯数
東山	東山町内会	17	宮園	宮園16番通り会	15
	新東山町内会	45		岩内町西宮園会	224
	東山南町内会	147		宮園団地自治会	60
	東山東栄会	126		岩内町東宮園町内会	260
	東山つくし会	45		十間橋タウン	48
	東山みどり会	9		宮園パノラマ町内会	41
	東光会	4		こうしん自治会	21
	東山S L町内会	43		4町内会	135
栄	壁坂通り会	11	大浜	大浜昭和会	40
	栄夕陽ヶ丘団地自治会	20		大浜中央通り会	16
	福寿会	9		大浜みどり自治会	64
	親栄会	134		あかしや町内会	44
	栄団地管理会	32		福泉会	36
	旭町内会	19		大浜東大通り会	20
	栄富士会	23		大浜友心自治会	56
	八栄会	6		岩内中央通り町内会	42
	新上栄町内会	19		大和大通り会	33
	栄東部会	25		大和第一自治会	37
	ポン団地通り会	47		岩内大和仲通り町内会	32
	栄光会	21	御崎	御崎通り三和会	23
	岩内マリンプロ通り会	27		御崎通り町内会	31
高台	五月会	35	相生	東相生若葉会	10
	林栄会	33		南相生防犯灯自治会	27
	朝日会	24		あすなろ会	44
	栄タウン町内会	13		西相生団地町内会	3
	万祥通り会	5		相生自治会	169
万代	高台自治会	142		すすきだ自治会	102
	高台七区町内会	43		アリスの里団地町内会	58
	高台和交会	49		五十鈴会	24
	高台こばと自治会	69		野束タウン町内会	37
	名店街協同組合	53		はぎの会（1号棟）	24
	南中央通り町内会	17		はまなす町内会	47
清住	東栄通り会	17	野束	野束第一自治会	69
	おもない仲通り会	32		野束第二自治会	13
	浮世通り町内会	61		野束第三自治会	47
	N T T通り会	8		野束第四自治会	43
	御鉢内大通り会	27		円山川沿町内会	22
	新生通り会	12		アスパラ会（2号棟）	13
	万代大通り会	28		野束団地4号棟自治会	24
	岩内町銀座通り親交会	28		野束道営住宅3号棟自治会	10
	駿前通り会	19		敷島内第5自治会	35
	御鉢内会	26		敷島内第6自治会	30
	万代仲通り会	32		敷島内第7自治会	19
	道銀通り町内会	8		敷島内第8自治会	28
全町	郷土館通り自治会	26	全町	岩内町衛生組合連合会	4,089
	清住町内会	57		岩内町名店街協同組合	62
	清住第一町内会	120		岩内町女性団体連絡協議会	180
	清住第一通り会	16		岩内町赤十字奉仕団	41
	清友会	36		合計	4,372
	二葉通り商店街自治会	28		町内会・自治会95、その他団体4	
	清住自治会	20			

氣象予警報等処理票

決 裁	部 長	課 長	係 長	担 当	取扱者 職・氏名
					印
合 議					
受付年月日				受付時刻	
発信機関					
発 信 者					
<u>内 容</u>					
処 理 方 法					
連絡先	時 刻	受 信 者	連絡先	時 刻	受 信 者

資料 3－3－4－1

主要連絡先までの距離及び所要時間

地名	距離 陸路	所要時間		備考	
		陸路			
		自動車	徒歩		
俱知安	km 26	時間 0.8	時間 6.5		
小樽	56	1.5	14.0	海路 5 時間	
札幌	97	2.5	24.3		
町内	最遠距離は12kmで自転車で40分、徒歩3時間				

資料 3－3－4－2

町内アマチュア無線の活用依頼先

管理 者	種 别	呼出称号 名 称	受信可能 周波数範囲	住 所
現在該当者なし				

災害情報報告

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時 現 在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鐵 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 气			
(1) 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(名 称) (設 置 日 時)	月	日	時 分 設 置
	(名 称) (設 置 日 時)	月	日	時 分 設 置
(2) 災 害 救 助 法 適 用 状 況	地区名	被 害 棟 数	り 災 世 帯	り 災 人 数
		、		
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		避難勧告			
	(4)自衛隊派遣要請の状況				
(5)その他措置の状況					
	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
		計	名		
その他		(今後の見通し等)			

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被 告 状 況 報 告 (速報 中間 最終)

災害発生日時			月 日 時 分	災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発 信 信	機関(市町村名)			受 信 信	機関(市町村名)			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時	月 日 時 分	受信日時		月 日 時 分			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人 的 被 害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	道 工 事	河 川	箇 所		
	行 方 不 明	人			海 岸	箇 所		
	重 傷	人			砂 防 設 備	箇 所		
	軽 傷	人			地すべり	箇 所		
	計	人			急傾斜地	箇 所		
② 住 家 被 害	全 壊		棟		道 路	箇 所		
			世帯		橋 梁	箇 所		
			人		計	箇 所		
	半 壊		棟		⑤ 土 木 被 害	市 町 村 工 事	河 川	箇 所
			世帯			道 路	箇 所	
			人			橋 梁	箇 所	
	一部破損		棟			計	箇 所	
			世帯			港 湾	箇 所	
			人			漁 港	箇 所	
	床上浸水		棟			下 水 道	箇 所	
		世帯	公 園	箇 所				
		人	崖くずれ	箇 所				
床下浸水		棟	計	箇 所				
		世帯	⑥ 水 産 被 害	漁 船	沈没流出	隻		
		人		破 損	隻			
計		棟		計	隻			
③ 非 住 家 被 害		全 壊		公共建物	漁港施設	箇 所		
				その他	共同利用施設	箇 所		
		半 壊		公共建物	その他施設	箇 所		
				その他	漁具(網)	件		
		計		公共建物	水産製品	件		
				その他	その他	件		
				棟	計			
④ 農 業 被 害	農 地	田	流失・埋没等	林 地	箇 所			
				浸冠水	治山施設	箇 所		
		烟		流失・埋没等	林 道	箇 所		
				浸冠水	林 产 物	箇 所		
	農 作 物		田	その 他	箇 所			
			烟	計	箇 所			
	農業用施設		箇 所	⑦ 林 業 被 害	一 般 民	林 地	箇 所	
	共同利用施設		箇 所		林 产 物	箇 所		
	営農施設		箇 所		林 道	箇 所		
	畜産被害		箇 所		治山施設	箇 所		
	その他		箇 所		其 他	箇 所		
	計				計	箇 所		

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉 施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
	火葬場	し尿処理	箇所						
		計	箇所						
⑨商工被害	商業	件			鉄道不通	箇所		—	
	工業	件			鉄道施設	箇所			
	その他	件			被害船舶(漁船除く)	隻			
		計	件		空港	箇所			
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所			水道	戸		—	
	中学校	箇所			電話	回線		—	
	高校	箇所			電気	戸		—	
	その他文教施設	箇所			ガス	戸		—	
		計	箇所		ブロック塀等	箇所		—	
					都市施設	箇所			
				計		—			
被 告 総 額									
公共施設被害市町村数	団体			火災発生	建 物	件			
り災世帯数	世帯				危 険 物	件			
り災者数	人				そ の 他	件			
消防職員出動延人数	人			消防団員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局・振興局)								
	市町村名	名 称				設 置 日 時	廃 止 日 時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告)									
<input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類・概要 <input type="checkbox"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況ほか 									

被 害 状 況 判 定 基 準

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 带	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附隨する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農 業 被 害	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなつた状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒状によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒状とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海 岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防施設	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木 被 害	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要とする程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑦ 林業 被 害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 产 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑧ 衛 生 被 害	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

被害区分	判 斷 基 準
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する船以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	空港 空港法第4条第1項第6号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

【岩内町非常用備蓄品 備蓄計画】

平成 25 年 9 月 岩内町
(改訂 平成 26 年 12 月)
(改訂 平成 28 年 7 月)
(改訂 平成 29 年 5 月)
(改訂 平成 30 年 4 月)
(改訂 令和 元年 7 月)
(改訂 令和 2 年 4 月)
(改訂 令和 3 年 4 月)

岩内町における、災害時に必要となる保存食品や避難所での生活上最低限必要とされる物資のほか、職員の災害活動時に必要となる備品について、次の考えにより備蓄を進めることとする。

1. 保存食品

保存食品の備蓄については、町内業者との協定による流通備蓄の考え方を基本とし、災害時における流通寸断等を考慮したうえで、500人1日分（朝・昼・夜）の食料を備蓄することとする。

なお、昼食については軽食であることを考慮し、560人分を備蓄する。

備蓄については、保存期間が「5年」のものを選択し、4年を1サイクルとして購入整備を続けることとし、5年目には1年目に購入した保存食品を町防災訓練などで配布するなど、地域の防災意識の高揚に有効活用するものとする。

2. 保存水

保存水の備蓄については、保存食品の備蓄の考え方を基本としたうえで、500ℓ（1人当たり1日1ℓ）の保存水を備蓄することとする。

備蓄については、保存期間が「7年」のものを選択し、7年を1サイクルとして購入整備を続けることとする。

3. 災害時備蓄品

災害時の避難所での生活を考え、必要とされる備品については、北国であることを第一に考え、暖をとれるための備品を備蓄することとする。

具体的には、各小中学校等の体育館での使用を考慮した「カーペット」や「毛布」、軽くコンパクトであり取扱が容易な「アルミ製簡易ブランケット」、暖をとるために欠かせない「ストーブ」等を、計画的に購入整備する。

なお、ストーブ燃料の確保については、平成24年9月13日付けで小樽地方石油業協同組合と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協

定」に基づき、協力要請を行うものとする。

また、災害時の避難所生活における避難者のプライバシーへの配慮、生活環境及び健康状態の把握を考慮し、「簡易間仕切り」、「簡易型避難用テント」、

「非常用洋式トイレ」、「非常用発電機」、「投光器」、「ガソリン携行缶」、「翻訳機」及び「パルスオキシメータ」を計画的に購入整備する。

備蓄量については、地震・津波災害時の避難所として指定されている8施設（小学校2校、中学校2校、高等学校1校、地域交流センター・町民体育館、保健センター）を対象とし、「簡易間仕切り」、「簡易型避難用テント」、「非常用発電機」、「投光器」、「ガソリン携行缶」、「翻訳機」及び「パルスオキシメータ」については各施設の状況を考慮して配備することとし、「非常用洋式トイレ」については、各施設の洋式トイレの設置状況により配備するための各備蓄量を考慮するものとする。

なお、毛布については、保存食品の考え方により、500人分を備蓄することとする。

4. 災害時活動用備品

災害発生時に職員が迅速な行動をとれるよう、防災用ヘルメットを備蓄し、職員に貸与することとする。

5. 保存食品及び災害時備蓄品等の購入年次計画・配備計画

別紙1による。

資料4-3-4-1 (別紙1)

【購入年次計画】

・非常用保存食品・保存水

品目	計	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
アルファ米(朝食・夕食)	800			250	250	250	250	250	200	200	200	200	200	200	200	200
(廃棄)								H24購入分	H25購入分	H26購入分	H27購入分	H28購入分	H29購入分	H30購入分	H31購入分	H32購入分
和風リゾット(夕食)	200									50	50	50	50	50	50	50
(廃棄)														H30購入分	H31購入分	H32購入分
乾パン(昼食)	500			125	125	125	125	125	125							
(廃棄)								H24購入分	H25購入分	H26購入分	H27購入分	H28購入分	H29購入分			
災害救助用クラッカー(昼食)	560									140	140	140	140	140	140	140
(廃棄)														H30購入分	H31購入分	H32購入分
保存水(500ml)	1,400							200	200	200	200	200	200	200	200	200
(廃棄)														H28購入分	H29購入分	

・非常用災害時備蓄品

品目	計	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
被災者用毛布	500	(H17～H21 整備済み)														
避難所用ロールカーペット	30	5	5	5	10	5										
アルミ製簡易ブランケット	500			100	200	200										
ポータブルストーブ	30				10	10	10									
灯油用ボリタンク	60				20	20	20									
給油用吸上ポンプ	60				20	20	20									
簡易間仕切り(2.5畳)	10							5	5							
簡易間仕切り(4.5畳)	20							10	10							
簡易整避難用テント(2.5畳)	105									15	15	15	15	15	15	15
非常用洋式トイレ	45								6	6	6	5	6	6	5	5
非常用発電機	10									2	2	1	2	2	1	
ガソリン携行缶	20									4	4	2	4	4	2	
投光器(2灯式ハロゲンライト三脚付)	14									6	4	4				
翻訳機	4										2	2				
パルスオキシメータ	2											2				

・災害時活動用備品

品目	計	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
防災用ヘルメット	170							170								

【配備計画】

配備箇所 品目	庁舎・保健センター		東小学校		地域交流センター・町民体育館		西小学校		第一中学校		第二中学校		岩内高等学校		
	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	
アルファ米(朝食・夕食)	800	H30～													
和風リゾット(夕食)	200	H30～													
乾パン(昼食)	500	H24～H29													
災害救助用クラッcker(昼食)	560	H30～													
被災者用毛布	500	H17～H21													
アルミ製簡易ブランケット	500	H24～H26													
防災用ヘルメット	170	H27～													
保存水	1,400	H28～													
避難所用ロールカーペット			5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	
ポータブルストーブ			5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	
灯油用ボリタンク			10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	
給油用吸上ポンプ			10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	
簡易間仕切り(2.5畳)				5 H29		5 H28									
簡易間仕切り(4.5畳)	20	H28～H29													
			H30(10)	H30(5)	H32(5)	H32(5)	H32(5)	H31(5)	H31(5)	H31(5)	H31(5)				
			15 H36(5)	15 H32(5)	15 H34(5)	15 H34(5)	15 H33(5)								
				H34(5)	H36(5)	H36(5)	H35(5)	H35(5)	H35(5)	H35(5)	H35(5)				
非常用洋式トイレ				5	H32	H29(6)	H32(1)	H30(6)	H31(6)	H31(6)	H31(6)				H33
					10 H36(4)		5 H33(1)	10 H34(3)	10 H35(4)	10 H35(4)	5				
						H34(3)	H35(1)								
非常用発電機			2	2				2	2	2	2				
ガソリン携行缶			4	4				4	4	4	4				
投光器(2灯式ハロゲンライト三脚付)			3	3				3	3	3	3				
翻訳機	4	R2～R3													
パルスオキシメータ	2	R3													

資料4-4-3-1

災害時における協定締結状況（岩内町締結分）①

分類別	締結年月日	協定名称	協定相手方	協定趣旨	応援内容							
					生活物資	物資等	応急運搬	救出救助	車両等	復旧資材	人員	ボランティア
医療・福祉・医薬	H18. 09. 07	災害時における医療対策に関する協定	社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院	災害時ににおける医療機関と町の業務内の協力範囲を定め、医療活動を迅速に実施するため	●							
	H18. 10. 02	災害時における医薬品等の供給に関する協定	・㈱アライド天堂 ・㈱英P & M	災害時ににおける医薬品等を安定的、迅速に実施するため	●							・医薬品等
	H29. 12. 05	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定	・社会福祉法人 あけぼの福祉会	災害時ににおける在宅要配慮者等へ避難避難を円滑として利用するため	●							
	H29. 12. 05	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定	・社会福祉法人 溪仁会	災害時ににおける在宅要配慮者等～避難避難を円滑に行うため利用するため	●							
	H29. 12. 05	原子力災害時における放射線防護施設の利用に関する協定	・社会福祉法人 あけぼの福祉会	原子力災害時ににおける放射線防護施設を早期避難が困難な施設入所者、在宅要配慮者を一時的に退避させたための施設利用	●							
	H29. 12. 05	原子力災害時における放射線防護施設の利用に関する協定	・社会福祉法人 溪仁会	原子力災害時ににおける放射線防護施設を早期避難が困難な施設入所者、在宅要配慮者を一時的に退避させるための施設利用	●							
	R01. 07. 24	災害時における防災活動業務の協力に関する協定	湘北日本消毒	災害時ににおける衛生状態の悪化防止、被災場所等における感染症の発生、拡大及び蔓延を防止するため	●							
	H18. 10. 02	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	・セブンイレブン岩内東山店 ・サンクス公園通り店 ・㈱にのみや商店	災害時ににおける応急生活物資を安定的、迅速に実施するため	●							
	H21. 08. 31	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング㈱	災害対応型自動販売機により飲料の確保を行うため	●							
食料・飲料・生活物資の供給等	H29. 07. 26	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	㈱セブンイレブン・ジャパン	災害時食料などの供給を行い住民生活の早期安定を図る	●							
	H29. 08. 30	災害時における物資供給に関する協定書	明和工業㈱	水道管路の緊急復旧日に必要となる配管資材の貯蔵及び貯管庫とレンタル機材の接続する部材の製作及び貸与。	●							
	H29. 08. 23	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	㈱ナガワ	災害時レンタル機材の提供し、避難所等の機能確保するため	●							・発電機、重機、仮設トイレ等の機材提供
	R01. 07. 04	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	㈱共生レンターム	災害時レンタル機材を供給し、避難所等の機能確保するため	●							・発電機、重機、仮設トイレ等の機材提供
	R02. 03. 24	災害時における物資供給に関する協定書	㈱昭和設備	水道管路の緊急復旧日に必要な配管資材の貯蔵及び貯管庫とレンタル機材の接続する部材の製作及び貸与	●							
	R03. 06. 14	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社岩内営業所	災害対策活動に係る緊急・救援輸送等の支援円滑化を図る。	●							

資料4-4-3-1

災害時における協定締結状況（岩内町締結分）②

助 助 の の 支 援 機 関	1124. 05. 01	岩内町所管公共施設における協定 災害時の協力体制に関する協定 岩内建設業協会	災害時ににおける町内道路等公共施設 の被害調査、災害応急対策等の迅速 な実施を受けるため	・情報連絡網、協力実施体制の構築、一共有 資機材は必ず持ち出さず、災害応急対策、その 他の被害調査、災害応急対策等の迅速 な実施を受けるため
住 宅 の の 支 援	1125. 09. 05	原子力災害時ににおける住民避 難支援に関する協定 (ホーリースター札幌市 北海道市町村職員共済組合 北海道市町村ボルハースタ札幌)	沿岸電所における原子力災害発生時 に住民の生命、身体及び財産を守る ため	・ヨーロッパ、札幌市の施設及び施設の使用 ・適合せば、部屋、器具、飲料水及び食事等 ・從業機能の多様に係るホーリースタ施設の使用 ・協議の上必要と認められる事項
税 金 税 務	1128. 05. 23	緊急時の輸送業務に関する協定 岩内地区トライック協会 岩字支部	災害の時又は災害発生のおそれがあ る場合の迅速な物資輸送を実施する ため	・物資の輸送
	1107. 10. 22	特殊都市災害時相互応援協定 新潟県上越市	災害時ににおける道及び市町村相互の 応援を円滑に実施するため	・食料、飲料及び生活必需品等の搬入 ・物資及び救助活動に必要な車両等 ・移設、復旧、応急復旧日等による必要な職員の派遣 ・被災児童、生徒の往来 ・被災者に対する住民の受け入れ
	1109. 11. 05 (1127. 3. 31改訂)	災害時等における北海道及び 市町村相互応援に関する協定 北海道市長会 北海道町村会	特殊都市間で相互応援することによ り、広域災害時の体制の確保を図る ため	・災害時ににおける道及び市町村相互の 応援を円滑に実施するため
	1112. 07. 20	特殊都市災害時相互応援協定 青森県深浦町	特殊都市間で相互応援することによ り、広域災害時の体制の確保を図る ため	・食料、飲料及び生活必需品等の搬入 ・物資及び救助活動に必要な車両等 ・移設、応急復旧日等による必要な職員の派遣 ・被災児童、生徒の往来 ・被災者に対する住民の受け入れ
行政 機 関	1118. 05. 12	全国原子力発電所所在市町村協議 会川内町・大通町・東通町・双葉町・石 巣市・南相馬市・浜江町・双葉町・石 巣市・富岡町・柏葉町・東海町・東海 町・東通町・大通町・柏葉町・松江 市・飯石町・川内町・柏葉町・内野 町・金沢町・西条町・柏葉町・内野 町・川内町・六ヶ所町・川内町	全国原子力発電所所在市町村協議 会災害時相互応援に関する協定 要綱	・全国原子力発電所所在市町村協議 会災害時相互応援所の近隣自治体で相互応 援することにより、広域災害時の体制 の確保を図るため
	1122. 05. 31	北海道地方における災害時の 応援に関する申合せ	大規模自然災害発生における土木 施設等への被害発生時の応援要請に するため	・大規模な被害発生時の被害調査の実施 ・被災地に応急復旧に必要な機械、機器等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な資機材、備品等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災地に応急復旧に必要な車両等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な機械、機器等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な職員の派遣
	1126. 03. 28	原子力災害時ににおける広域避 難等に関する覚書	津原発電所の被害が発生した場 合、広域避難等の応援協力を円滑に 実行するため	・被災地に応急復旧に必要な機械、機器等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災地に応急復旧に必要な車両等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な機械、機器等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な職員の派遣
	1126. 03. 28	災害時の応援に関する協定 札幌市	当県境の災害時、被災地に応急復 旧に実施するため	・被災地に応急復旧に必要な機械、機器等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災地に応急復旧に必要な車両等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な機械、機器等の搬入 ・被災地に応急復旧に必要な職員の派遣
	1126. 12. 04	大規模災害時等の連携に関する 協定	大規模災害時における相互連携お上 ひ災害応急対策活動の迅速な支援を 実施するため	・平常時ににおける情報連絡体制の充実 ・災害派遣の要請の可処理性がある場合、町より 災害派遣の要請をおよび事後見通しの速やかな連絡 ・被災者派遣の派遣応急対策活動の最優先実施 （先づ被災内需は既定に明記が少ないため、一般 の方などを列挙）

資料 4-4-3-1

災害時ににおける協定締結状況（岩内町締結分）③

資料4－4－3－1 災害時における協定締結状況（北海道締結分）①

分類別	締結年月日	協定名稱	協定相手方	協定趣旨	協定要件	物質等	応急搬送	搬出搬入	被災者	復旧資材	内規	監査	補足その他
						生活物資	医療	搬入	ホーリー	生徒	施設提供		
医療・福祉・医療	S34. 09. 01	医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の運送を除く)委託協定	日本赤十字社北海道支部	災害救助法に基づく救助又は応援を迅速に実施するため		●			●			・診療、薬剤又は治療材料の支給 ・技術およびその他の看護(医療) ・分娩介助、分娩及び分娩後の処置、看護(助産)	
	S62. 12. 12	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人北海道医師会	災害時にあけるる救護活動を迅速に実施するため		●		●				・被災者の死亡の確認及び死体の検索	・医療者に対する応急措置及び輸送準備
	H09. 04. 14	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人北海道歯科医師会	災害時にあけるる歯科救護活動を迅速に実施するため		●		●				・歯科医療に要する傷害者に対する応急措置 ・後方医療施設への輸送の要否及び輸送準備	
	H14. 02. 08	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人北海道薬剤師会	災害時にあけるる救護活動を円滑に実施するため		●		●				・被災者に対する歯科医療・衛生指導 ・歯科部で組織する救護班の派遣	
医療・福祉	H19. 09. 12	北海道DMA-Tの派遣に関する協定	北海道DMA-T M.A指定医療機関 (34機関)	災害時に専門的な訓練を受けた医師等を迅速に派遣して実施するため		●		●				・各種医療行為等 ・医療機関の収集派遣 ・広域避難基地医療施設等での医療支援 ・その他緊急活動に必要な指揮	
医療	H23. 09. 05	北海道災害派遣チームの派遣に関する協定	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	大規模災害時にケアチームを派遣して、被災者への心理的ケアを含む負担軽減所等へ派遣し、被災者への心理的ケアを含む負担軽減所等へ派遣するため				●				・被災者の心理的ケア ・被災者の相談 ・その他福祉的支援	
	H24. 09. 07	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会	災害時に医療用ガス等を迅速に確保するため	(医療ガス)							・医療用酸素 ・医療用ガスの供給機器 ・その他医療用ガス	
	H24. 12. 28	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	社団法人 北海道看護協会	看護職医療救護活動を行うべき要害が発生した場合、迅速に派遣を実施するため		●						・看護師の派遣活動 ・医療救護活動	
	H25. 03. 29	災害時における医療機器販売業協会との協定	北海道医療機器販売業協会	災害時に医療機器、医療材料を迅速に確保するため	(医療機器)								
	H25. 03. 29	災害時における医薬品等の供給に関する協定	北海道医薬品卸売業協会	災害時に医薬品、衛生材料等を迅速に確保するため	(医薬品)							・医薬品等の安定供給	
	H26. 05. 16	災害時における看護警備員の教導活動に関する協定	公益社団法人 北海道看護警備員会	災害時に看護警備員による医療教導活動を迅速に実施するため		●		●				・被災者に対する柔道整復の施術	
	H26. 11. 05	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	・北海道老人福祉施設協議会 ・一般社団法人北海道老人保健施設協議会 ・北海道身体障害者福祉施設協議会 ・一般社団法人北海道知能障害者福祉協議会	大規模災害発生時に自力避難が困難な要配慮者等の支援を実施するため		●						・被災施設への生活物資等の提供及び支援 ・被災施設の利用者(児)の受け入れ ・被災施設への生活物資等の提供及び支援	
医療・福祉・医療	H27. 03. 31	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	・北海道教育施設協議会 ・北海道児童養護施設協議会 ・北海道精神障害者社会福祉事業協議会 ・公益社団法人 ・日本協同組合グループホーム ・協会北海道福祉施設協議会 ・北海道認知症福祉センター ・北海道認知症福祉センター ・北海道母子生活支援施設協議会 ・講会	大規模災害発生時に自力避難が困難な要配慮者等の支援を実施するため		●						・被災施設への生活物資等の提供及び支援 ・被災者の派遣 ・被災施設の利用者(児)の受け入れ ・被災施設への生活物資等の提供及び支援 ・その他必要と認められる支援	
	※フォルダは個別に作成												

資料 4-3-1 災害時ににおける協定締結状況（北海道締結分）②

H17. 11. 22		災害時ににおける飲食生活協同組合会員供給等に関する基本協定		災害時ににおける飲食生活協同組合連合会		災害時ににおける飲食生活協同組合連合会		災害時ににおける飲食生活協同組合連合会		災害時ににおける飲食生活協同組合連合会	
食 料 ・ 飲 料 ・ 生 活 物 資 の 供 給 等	H18. 12. 22	災害時ににおける飲料の供給等 防災にに関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリー(㈱)	災害時ににおける飲料の供給等 供給を迅速に実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける飲料の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H18. 12. 22	災害時ににおける飲料の供給等 防災にに関する協力協定	㈱セイコーエムート	災害時ににおける飲料の供給等 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける飲料の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H20. 02. 21	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	㈱ローン	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H20. 07. 24	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	㈱セブン・イレブンジャパン	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H20. 07. 24	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	イトヨー札幌	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H20. 11. 27	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	㈱サークルKサンクス	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H20. 12. 18	災害時ににおける飲料の供給等 防災にに関する協力協定	サントリーフーズ㈱	災害時ににおける飲料の供給等 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける飲料の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H22. 01. 20	災害時ににおける物資の供給等 防災にに関する協力協定	イオングループ㈱	災害時ににおける物資の供給等 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H23. 03. 23	災害時ににおける物資の供給等 防災にに関する協力協定	ホーマック㈱	災害時ににおける物資の供給等 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H24. 03. 27	災害時ににおける支援及び協力協定 (帰宅者支援会社)	日曜製パン㈱	災害時ににおける支援及び協力協定 (帰宅者支援会社) 災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H25. 11. 22	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	㈱北海道フアミリーマート ㈱フアミリーマート	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模災害時・武力攻撃災害 時ににおける物資の供給を実施するため	●	●	●	●	●	●	●
	H26. 11. 21	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	NPO法人コメリ 災害対策センター	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 災害時に被災住民等を救助する ため	●	●	●	●	●	●	●
	H28. 06. 20	災害時ににおける物資の供給に 関する協定	コストコホールシニア 株式会社	災害時ににおける物資の供給に 供給を実施するため 大規模な災害が発生時におい いに物資の供給を円滑に実施す るため	●	●	●	●	●	●	●
	H29. 03. 10	災害時ににおける段ボール製品 の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	災害時ににおける段ボール製品 の調達に関する協定 大規模な災害が発生時におい いに物資の供給を円滑に実施す るため	●	●	●	●	●	●	●

資料4－4－3－1 災害時における協定締結状況（北海道総結分）③

救助・救援等の支援	H20. 04. 16	災害時にあける災害救助犬の出動にに関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	大規模災害時・武力攻撃災害時にあける被災者の捜索活動を円滑に実施するため	●	●	●	●	●	・災害救助犬の派遣
	H21. 06. 26	災害時にあける隊友会の協定にに関する協定	社団法人隊友会北海道隊友会連合会	大規模災害時・武力攻撃災害時にあける各種協力を受けるため	●	●				・本部演習時に必要な情報収集、整理業務補助 ・災害・安否、生活機器の収集及び伝達補助 ・給水炊事出し等救援活動補助 ・避難所開設・運営補助 ・万能資材・清掃補助
	H24. 12. 21	災害時にあける動物救援活動にに関する協定	・札幌市 ・旭川市 ・函館市 ・社団法人北海道獣医師会 ・公益社団法人日本愛玩動物協会	大規模災害発生時にあける被災動物・救援活動を各自に依る体制で円滑に推進するため	●					・避難所等に同行避難した被災動物の健康管理 ・負傷した被災動物の治療・健康管理 ・健康管理制度の実施 ・被災者が同居困難となる動物の一時保管 ・健診管理票の検査 ・動物を收容する施設が必要な場合における調整 ・国及び関係機関からの情報収集、提供
	H25. 01. 23	災害及び防災活動に関する協定	日本青年会議所 北海道地区会議会	大規模災害時に迅速かつ円滑な対策活動を行うため	●					・各種業務の補助 ・その他必要とする業務
	H10. 12. 18	災害時にあける交通誘導業務等に関する協定	社団法人北海道警備業協会	災害時にあける被災地の被害拡大防止及び救援、警備活動を円滑に実施するため		●				・緊急交通事故の搬送等に関する交通誘導業務 ・防犯パトロール、避難所等の警備活動業務 ・その他必要と認める業務
救助・救援等の支援	H25. 03. 25	災害時にあける応急対策業務に関する協定	一般社団法人 北海道建設業協会	災害時にあける応急対策業務を円滑に実施するため	●	●				・緊急救助活動 ・河川施設の損壊等に伴う道路交通確保 ・緊急救助活動 ・その他必要と認める緊急応急業務
	H23. 04. 19	大規模災害発生時にむける災害廃棄物の処理等の協力を実施する協定	社団法人 北海道産業廃棄物協会	大規模災害時にあける廃棄物組合又は広域連合が行う災害廃棄物の処理等への支援を行うため	●	●	●			・災害廃棄物の搬去 ・災害廃棄物の収集・運搬 ・上記に伴う必要な業務
	H14. 03. 29	災害時にあける警察用品の供給に関する協定	北海道警察業協同組合	災害警備法適用時にあける警用器具を迅速に供給するため	●					・遭体取扱所等への警察用品の供給
警察の支援	H17. 11. 01	災害時にあける警察用品の供給に関する協定	社団法人全日本冠婚葬祭業協会	災害警備法適用時にあける警察用品を迅速に供給するため	●					・遭体取扱所等への警察用品の供給
	H18. 06. 23	災害時の遭体搬送等に関する協定	社団法人全国靈柩自動車協会	災害警備法適用時にあける遭体搬送を円滑に行うため	●	●	●			・遭体安置所等から墓場等への遭体搬送
	H08. 11. 01	災害時にあける応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人 北海道宅地建物取引業協会	災害時の相互通報協定又は都道府県間で個別に締結している災害時における相互応援協定では十分に実施するため	●					・被災地における救援・救護及び復興対策に係る人の物的支援とする ・会員業者の賃貸業者に対する賃料を無償とする ・被災者に民間賃住宅の媒介をするなどの協力を協力するよう求めめる ・被災者に民間賃住宅に隣接するよう
住宅の支援	H23. 05. 02	災害時にあける民間賃住宅の媒介に関する協定	社団法人 北海道宅地建物取引業協会	大規模災害時・武力攻撃災害時にあける被災者への民間賃住宅媒介等支援を実施するため						・民間賃住宅への被災者の入居 ・民間賃住宅への被災者の入居
	H24. 03. 27	災害時にあける民間賃住宅の提携に関する協定	全国賃住宅経営協会	大規模災害時・武力攻撃災害時に都道府県相互の応援協定を行ふ場合に必要な民間賃住宅の提供を実施するため					●	・住宅相談窓口の開設 ・上記相談に応じたための職員の派遣 ・住宅ローン返済中の通勤民への支援
	H27. 02. 23	災害時にあける住宅の早期復旧に向けた協力に関する協定	知立行政法人生宅経営協定構	災害時における被災者の早期復旧をしあんすため		●				・生活相談員等の派遣 ・宿泊サービス(食事有り)
	H29. 01. 27	災害時にあける官邸施設生活衛生同の活用に関する協定	北海道ホテル旅館業組合	災害時にあいて旅館やホテル等の宿泊場所として活用するため		●			●	・入浴サービス

資料4－4－3－1 災害時における協定締結状況（北海道締結分）④

帰宅支援	H20. 12. 17	災害時にあけるる帰宅者支援に関する協定	・営業部屋 ・セーフティ・ドア ・パン ・JR北海道フードサービス ※フォルダは個別に作成	・地震発生時等に伴生する交通途絶等による帰宅困難者の支援を実施するため	●	・トイし、水道水、道路情報の提供（フランチャイズ契約の加盟店による）
	H24. 11. 01	災害時にあけるる帰宅者支援に関する協定	営業部屋	・大規模災害時・武力攻撃災害による物資の緊急・救援輸送を迅速に実施するため	●	・災害時支援ステーションとして店舗提供（K道水、トイし、道路案内等）（方がハイヤー契約のミガード・ガバ店舗に限る）
輸送	H23. 10. 17	災害応急対策用貨物自動車による物質の緊急・救援輸送等に関する協定	社団法人北海道トラック協会	・大規模災害時・武力攻撃災害による物資の緊急・救援輸送を迅速に実施するため	●	・物流専門家の派遣調整は北海道関係市町村との連絡調整は北海道
	H24. 03. 27	災害時等に関する協定	北海道旅客船協会	・大規模災害時・武力攻撃災害時に船舶による往来等の運航困難を実施するため	●	・被災者の輸送 ・人員・物資の輸送等
その他	H25. 03. 25	災害時にあけるる輸送車両提供の協力に関する協定書	北海道地区レンタカー協会 連合会	・大規模災害時・武力攻撃災害時ににおける車両の提供を実施するため	● (車両)	・車両提供に係る費用は、所轄行政庁に届け出している料金の30～10%を割り引いた料金として、提供を受けていた市町村が費用負担
	H23. 12. 26	災害時にあけるる石油類燃料の供給等に関する協定 (帰宅者支援会員)	北海道石油業協同組合連合会	・大規模災害時・武力攻撃災害時ににおける石油類燃料の優先提供を実施するため	●	・緊急車両等への石油類燃料の優先供給 ・災害対策上重要な施設等への石油類燃料の優先供給 ・その他の物資の供給及び要員の動員等 ・被災者点における各種提供 (水道水、トイし、災害情報、道案内等)
行政機関	H26. 01. 29	災害時にあけるる石油類燃料の供給等に関する協定 (帰宅者支援会員)	北海道行政書士会	・大規模災害時・武力攻撃災害時ににおける水道施設の優先提供を実施するため	●	・被災者支援センターの開設 ・その他の必要と認める業務
	H17. 04. 08	災害等による水道施設被災に関する協定 係りの相互応援に関する協定書	日本水道協会北海道地方支部	・大規模災害時・武力攻撃災害時に水道施設に復旧し、支援を適切に実施するため	●	・被災者の救援相談 ・役務の提供、必要な車両や物資調達などの支援の他、技術的ノウハウの提供
	H27. 03. 13	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	・災害に備え、道民に対し必要な情報発信をしじめ、情報収集を実施するため	●	・災害時の北海道HPの負荷削減 ・遅延報告・遅報表示等災害に係る情報をヤフーサービス上に掲載
	H29. 01. 27	災害時にあける協力体制に関する協定	一般社団法人 一般海運土木コンクリート アソシエイション	・災害が急対策の資材調達に関して、円滑に対応して、被災地の早期復旧を図るため	●	・コンクリートブロックの提供
	H09. 11. 05	災害時等にあけるる北海道及び市町村相互の応援に関する協定	企画・個別フォルダは町編結分に 取扱	・災害時における被災地の被災活動を円滑に実施するため	●	・職員の派遣 ・車両、船舶、機械器具、資機材等の提供、 ・輸送 ・施設及び場所の提供、斡旋 ・被災住民の受け入れ ・特に要請のあった事項
	H18. 10. 03	災害救助用米穀等引渡協定	農林水産省北海道農政事務所	・災害救助法、国民保護法適用時における被災地の被災活動に係る大防護止及び救援、救護活動の実施に係る協定	●	・平常時ににおける情報連絡体制の充実 (先づ被災者の災害応対活動の最優先実施のためのものを選択)
	H24. 06. 07	大規模災害時等の連携に関する協定	上自衛隊 北部方面隊	・大規模災害時にあけるる相互通迅的な支援を実施するため	●	・派遣施設運営機関 ・災害がランティア、支援物資等の受付業務 ・育成物の分別等作業 ・災害時申請受付、発行に係る観地調査補助 ・災害判断に係る観地調査補助
	H26. 03. 28	災害時の応援に関する協定	・財務省北海道財務局 全道179市町村 企画・個別フォルダは町編結分に 取扱	・災害時等にあいてて情報収集、伝達を迅速に実施し、応援する各種業務の実施により円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行などを民生の安定に図るため	●	・その他災害応対策に関する事務及び作業

避難所として利用できる施設の状況

令和3年12月31日現在

施設名	電話番号	構造	収容可能面積 m ²	収容可能人數 人	施設管理者	給食施設	備考
岩内地域人材開発センター	62-2183	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	765	463	センター長	無	
東山保育所	62-1340	コンクリートブロック・鉄骨造	326	197	所長	有	
東小学校	62-0246	鉄筋コンクリート造	2,956	1,791	校長	有	
本弘寺	62-0435	木造	313	189	住職	有	
岩内地方文化センター	62-0001	鉄筋コンクリート造	2,624	1,590	館長	有	
願誠寺・高田幼稚園	62-7788	木造	806	488	住職	有	
働く婦人の家	62-7462	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	350	212	館長	有	
光照寺	62-0137	木造	476	288	住職	有	
蓮華寺	62-0265	木造	167	101	住職	有	
全修寺	62-7132	木造	726	440	住職	有	
帰厚院	62-0123	木造	320	193	住職	有	
老人福祉センター	62-3328	鉄筋コンクリート造	630	381	館長	有	
西保育所	62-1162	鉄筋コンクリート造	417	252	所長	有	
智恵光寺	62-1379	木造	453	274	住職	有	
岩内高等学校	62-1445	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	4,306	2,609	校長	有	
第一中学校	62-0333	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	2,987	1,810	校長	有	
中央保育所	62-2466	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	591	358	所長	有	
岩内神社	62-0143	木造	319	193	宮司	有	
西小学校	62-0263	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	3,943	2,389	校長	有	
第二中学校	62-0289	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	3,764	2,281	校長	有	
デイサービスセンター	61-2046	鉄筋コンクリート造	235	142	岩内町社会福祉協議会	有	
地域交流センター	62-0146	鉄筋コンクリート造	2,474	1,499	館長	無	
町民体育館	62-2266	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	1,623	983	館長	無	
岩内町保健センター	67-7086	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	806	268	館長	有	
岩内あけぼの学園	62-9701	鉄筋コンクリート造	457	100	施設長	有	
コミュニティホーム岩内	62-3800	鉄筋コンクリート造	1,344	150	施設長	有	
合計		26施設	34,178	19,641			

資料4－6－5－1

指定緊急避難場所及び指定避難所

【 指 定 緊 急 避 難 場 所 】		【 指 定 避 難 所 】				
< 現 象 >	< 現 象 >	【福祉避難所】				
「洪水」「高潮」「大規模な火事」 「崖崩れ、土石流及び地滑り」	「地震」「津波」	<ul style="list-style-type: none"> ・岩内地域人材開発センター ・東山保育所 ・東小学校 ・西小学校 ・第一中学校 ・第二中学校 ・岩内高等学校 ・岩内地方文化センター ・働く婦人の家 ・老人福祉センター ・西保育所 ・岩内高等学校 ・第一中学校 ・中央保育所 ・西小学校 ・第二中学校 ・デイサービスセンター ・地域交流センター ・町民体育館 ・岩内町保健センター ・東小学校 ・西小学校 ・第一中学校 ・第二中学校 ・岩内町保健センター ・東山保育所 ・東小学校 ・東内地方文化センター ・働く婦人の家 ・老人福祉センター ・西保育所 ・岩内高等学校 ・第一中学校 ・中央保育所 ・西小学校 ・第二中学校 ・デイサービスセンター ・地域交流センター ・町民体育館 ・岩内町保健センター 				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">計 16施設</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">計 10施設</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">計 16施設</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">計 8施設</td> </tr> </table>	計 16施設	計 10施設	計 16施設	計 8施設
計 16施設	計 10施設	計 16施設	計 8施設			

資料4-9-1-1 水防区域

令和3年12月31日 現在

図面番号	危険区域の現状					予想される被害					整備計画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離	危険区域長	災害の要因	住家	公共施設	道路	その他(耕地)	概要
①	岩内町	権太橋 下流5m (野東地区)	野東川	権太川	km 野東川 合流点	m 左岸 180	溢水	戸			ha 0.7	岩内町
②	岩内町	さとみ橋 下流60m (野東地区)	野東川	権太川	野東川 合流点 0.22	右岸 350	溢水					岩内町 に基づき整備予定 S56災害応急工事済
③	岩内町	野東川 上流570m (野東地区)	野東川	メトチ川	野東川 合流点 0.57	右岸 400 左岸 350	溢水				2.6	
④	岩内町	野東川 上流2,000m (野東地区)	野東川	西老古美川	野東川 合流点	左岸 20	溢水				0.8	岩内町 S56災害応急工事済
⑤	岩内町	栄、高台地区	野東川	ボンイワナイ川	野東川 合流点	两岸 800	溢水				172	
⑥	岩内町	栄、宮園、高台 清住、相生地区	野東川	運上屋川	野東川 合流点	两岸3,000	溢水				351	
合計				1		5					5,100	B23 4.1



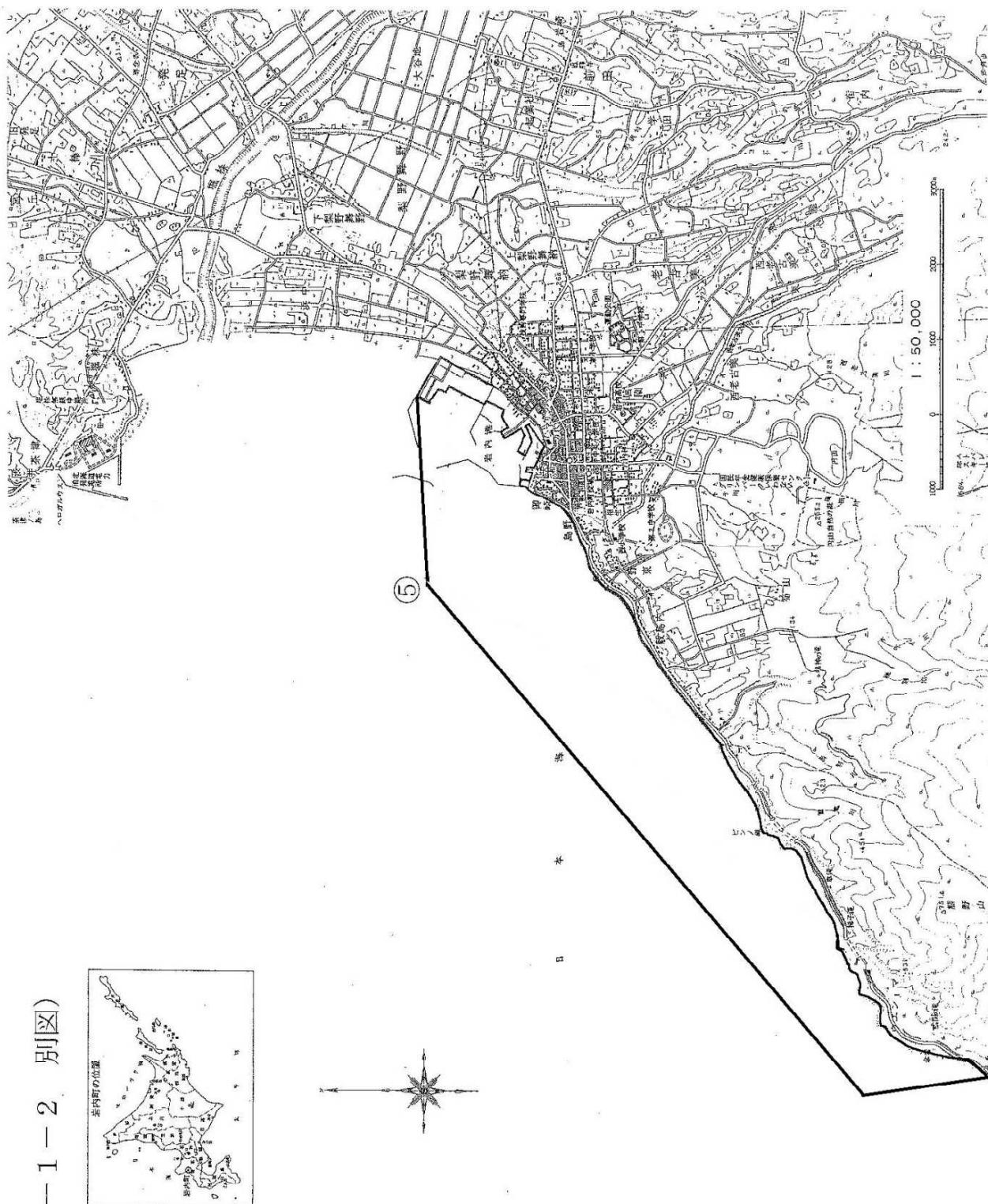
(資料4-9-1-1 別図)

資料4-9-1-2

高潮・高潮・津波等の危険区域

令和3年12月31日現在

図面番号	市町村名	海岸名	危険区域の現況			世帯・人口	予想される被害	法令等における指定状況			整備計画概要	
			海岸線危険区域延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域延長			災害の要因	公共施設	道路		
⑤	岩内町	御崎 野束 岩内町 (大和) (万代) (大浜) (高台) (清住)	m 560 650 3,518	m m m m m	m 津波等 津波等 津波等 津波等 津波等	254 51 160 310 251 11 89	人 戸 289 544 445 25 166 89 58	254 97 (160) (310) (251) (11) (89) 96	国道 国道 国道 国道 国道 (1) 58	北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 (海岸保全区域)	S39.2.5 北海道告示 第337号	○ ○
	岩内町 岩内町 (大浜)	歎島内 岩内新港 (大浜)	21,891 2,489	3,009	津波等 津波等							
	合計		29,108	3,009			1,184	2,126	1,184	4	2	

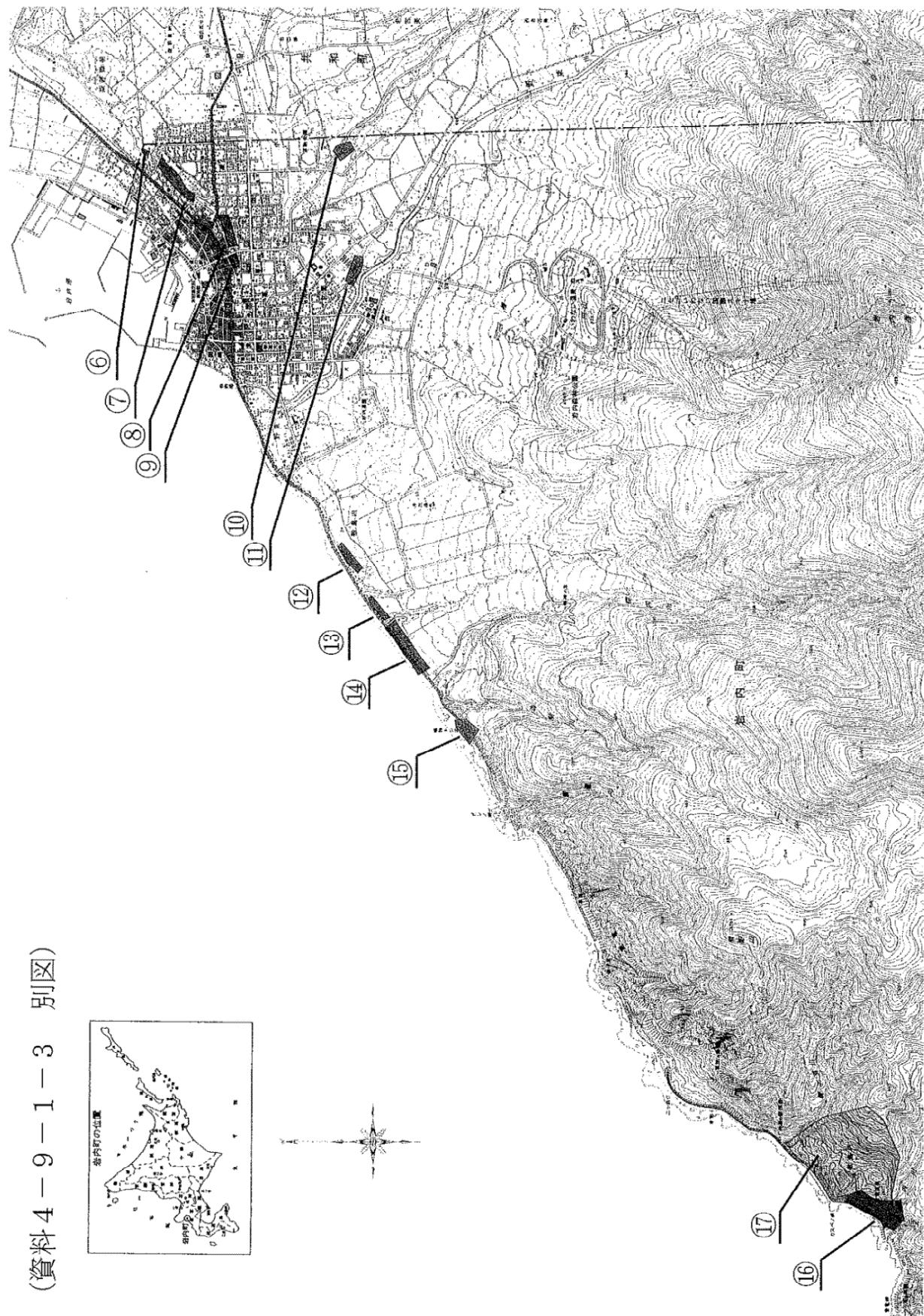


(資料4-9-1-2 別図)

資料4-9-1-3
地すべり・がけ崩れ等危険区域

図面番号	区分	区域名	危険区域の現況	場所	世帯・人口	予想される被害	法令等における指定状況	整備計画			
								指定機関	法令名	指定年月日	指定番号
									全部	一部	
⑥	東山3	東山5番地1～5番地3	0	戸 棟(戸)	人 口 0	一戸建 (住家) アパート等 (住家)	その他 建設施設	町道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H29.3.28	北海道告示第222号
⑦	東山2	大浜10番地2～37番地20	92	戸 棟(戸)	人 口 170	5(21)	1	町道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H29.2.24	北海道告示第136号
	東山1	東山2番地1～2番地46	2	戸 棟(戸)	人 口 3	2		町道	北海道 (土砂災害警戒区域)		
⑧	災	7番地1～142番地2	86	戸 棟(戸)	人 口 147	48	7(24)	町道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H26.8.5	北海道告示第49号
⑨	高台	56番地～119番地7	53	戸 棟(戸)	人 口 76	36	10(22)	町道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H27.10.16	北海道告示第2727号
⑩	官園2	278番地2～288番地56	3	戸 棟(戸)	人 口 6	3		町道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H29.2.24	北海道告示第136号
⑪	官園1	110番地1～420番地4	1	戸 棟(戸)	人 口 1	1	1(1)	町道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H29.2.24	北海道告示第136号
⑫	敷島内8	1番地3～敷島内口52	6	戸 棟(戸)	人 口 7	9		国道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H30.3.2	北海道告示第2963号
⑬	敷島内7	23番地6～敷島内口315	2	戸 棟(戸)	人 口 4	2		国道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H30.3.2	北海道告示第2963号
⑭	敷島内5,4,3	12番地5～敷島内口61	4	戸 棟(戸)	人 口 5	2		国道	北海道 (土砂災害警戒区域)	H30.3.2	北海道告示第2963号
⑮	敷島内1	鳴神トンネル付近一帯						町道	北海道 (土砂災害警戒区域)		
⑯	地すべり	岩内町 雷電温泉郷一帯						国道	北海道 (土砂災害警戒区域)		
	合計										

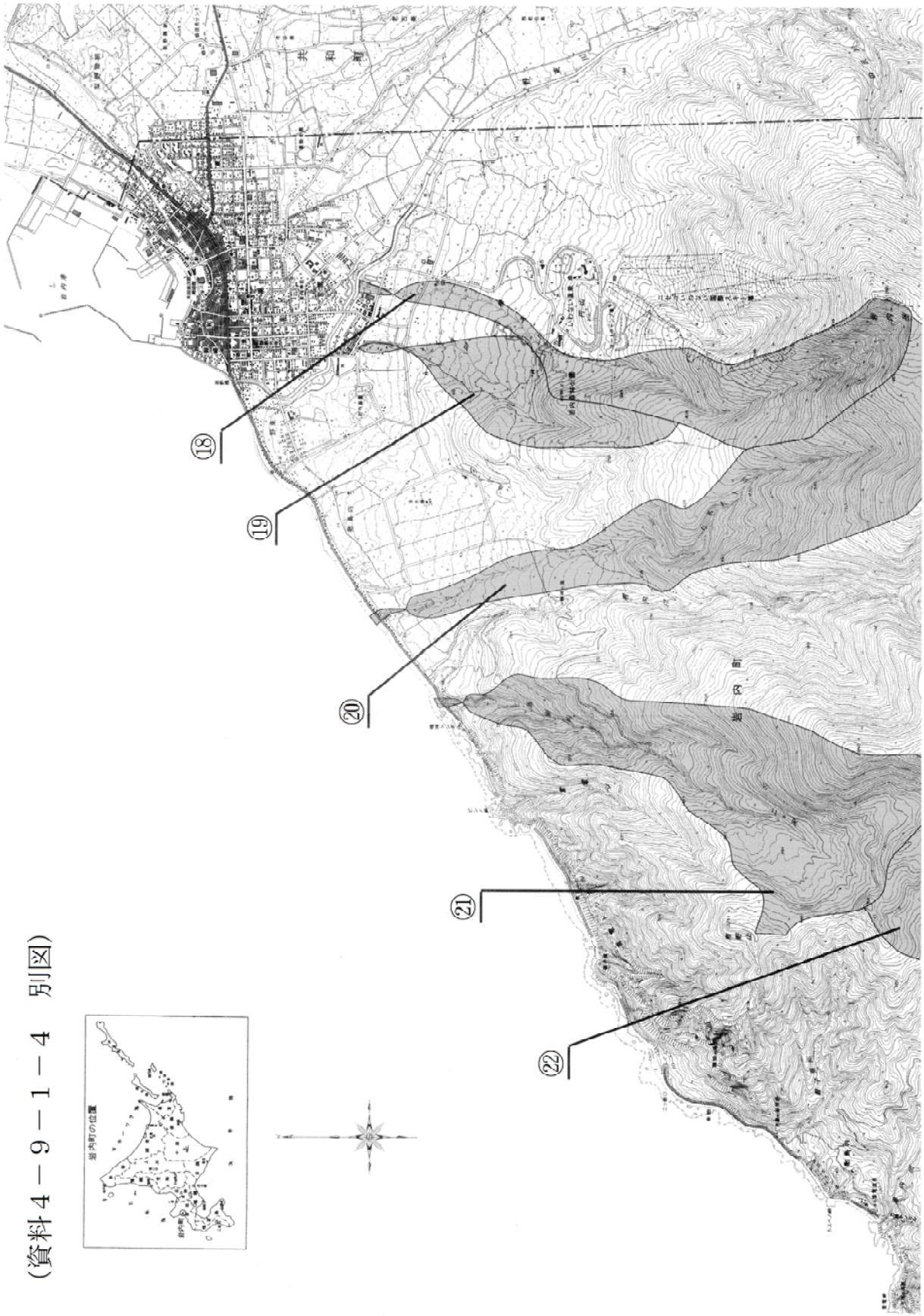
(資料4-9-1-3 別図)



資料4-9-1-4

土石流危険区域

図面番号	危険区域の現況				世帯・人口				予想される被害				法令等における指定状況				整備計画		
	区域名	水系名	河川名	世帯	人口	一戸建 (住家)	アパート等 (住家)	公共施設	その他 (耕地)	道路	溪流番号	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要
⑧ 野東 権太川	権太川	権太川	人 戸	61 24	3(9)	2.2	2.2	ha 棟(戸)	2.2	道道	権太川	1-14-0370	北海道 砂防法 (砂防指定地)	S61.9.8 H8.8.13	北海道告示 第1489号 北海道告示 第1681号	○	○	北海道	S61～S62 (砂防えん堤工) S63～H10 (床固工)
⑨ 野東 メトチ川	メトチ川	メトチ川	人 戸	8 5	3 2	1.8	1.8	町道	5	道道	メトチ川	1-14-0380	北海道 砂防法 (砂防指定地)	H29.2.24	北海道告示 第135号	○	○	北海道	H8～H12 (砂防えん堤工)
⑩ 敷島内 ニチナイ川	ニチナイ川	ニチナイ川	人 戸	4 3	3 3	2	2	国道	2	国道	ニチナイ川	II-14-0390	北海道 砂防法 (砂防指定地)	H29.2.24	北海道告示 第135号	○	○	北海道	H8～H12 (砂防えん堤工)
⑪ 敷島内 当別川	当別川	当別川	人 戸	3 3	3 3	2	2	国道	2	国道	当別川	II-14-0400	北海道 砂防法 (砂防指定地)	H30.3.2	北海道告示 第2963号	○	○	北海道	H8～H12 (砂防えん堤工)
⑫ 敷島内 湯内川	湯内川	湯内川	人 戸	41 72	41 72	31	31	国道	3(9)	国道	湯内川	II-14-0410	北海道 砂防法 (砂防指定地)	H31.3.29	北海道告示 第225号	○	○	北海道	H8～H12 (砂防えん堤工)
合計																			



危険物等災害予想区域（主要事業所危険物屋外タンク貯蔵所及び船舶給油取扱所）

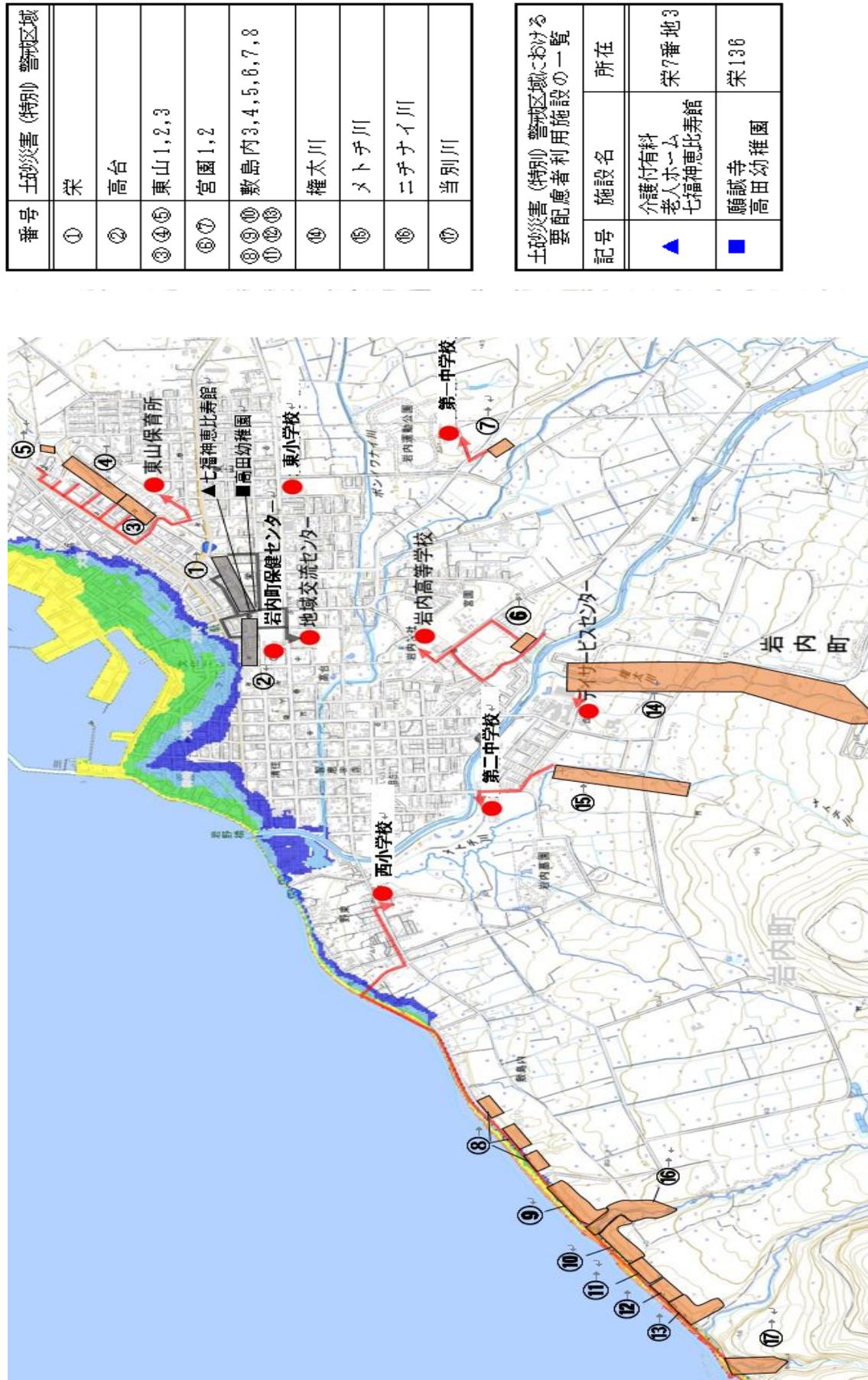
令和3年12月31日現在

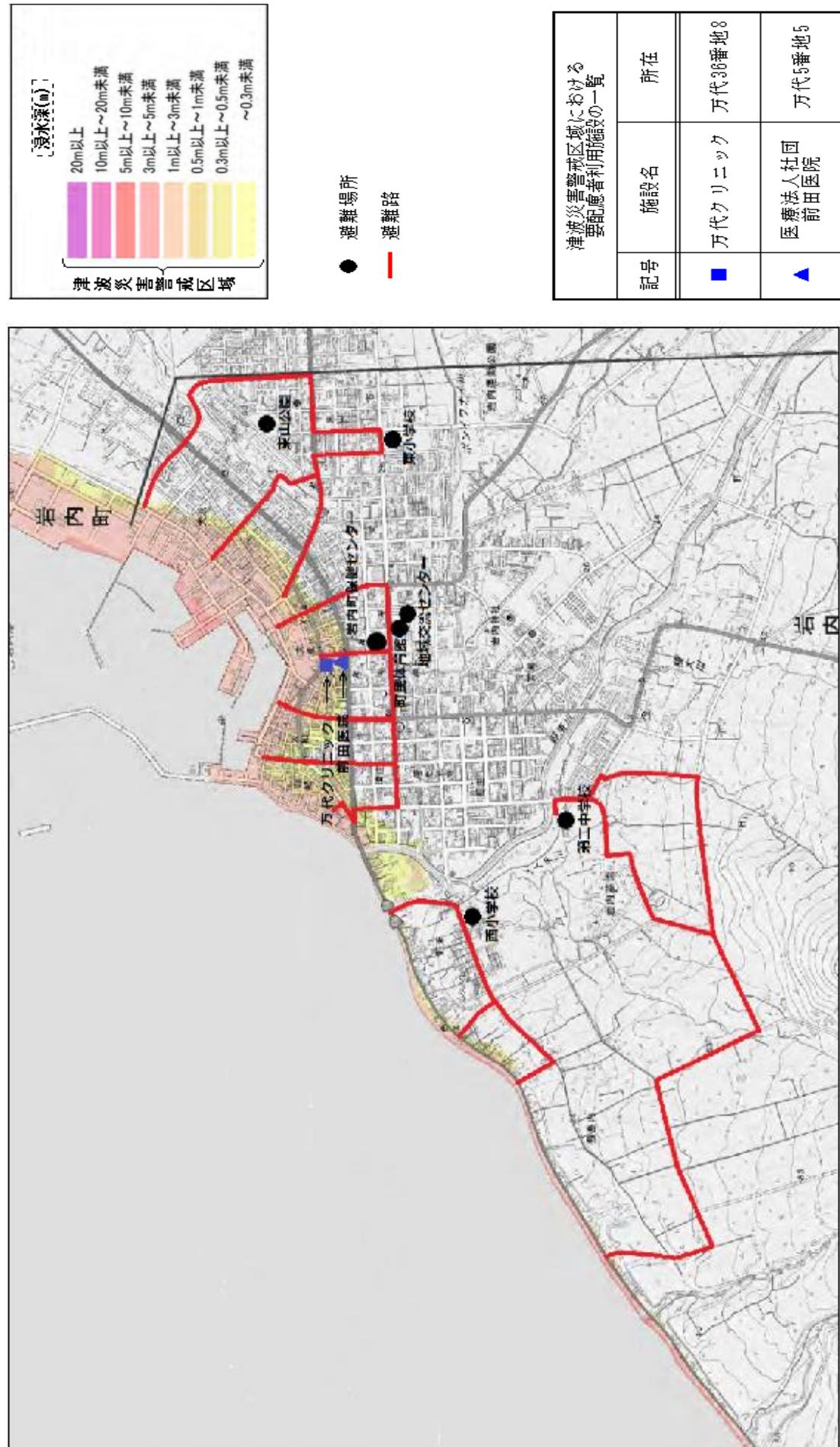
施設名	所在地	容量
岩内郡漁業協同組合	岩内町字万代42番地	第3 300,000 ^{リッ} ル
三菱日立パワーシステムズ株高砂工場岩内地区	岩内町字大浜476番地24	第2 4,000 ^{リッ} ル

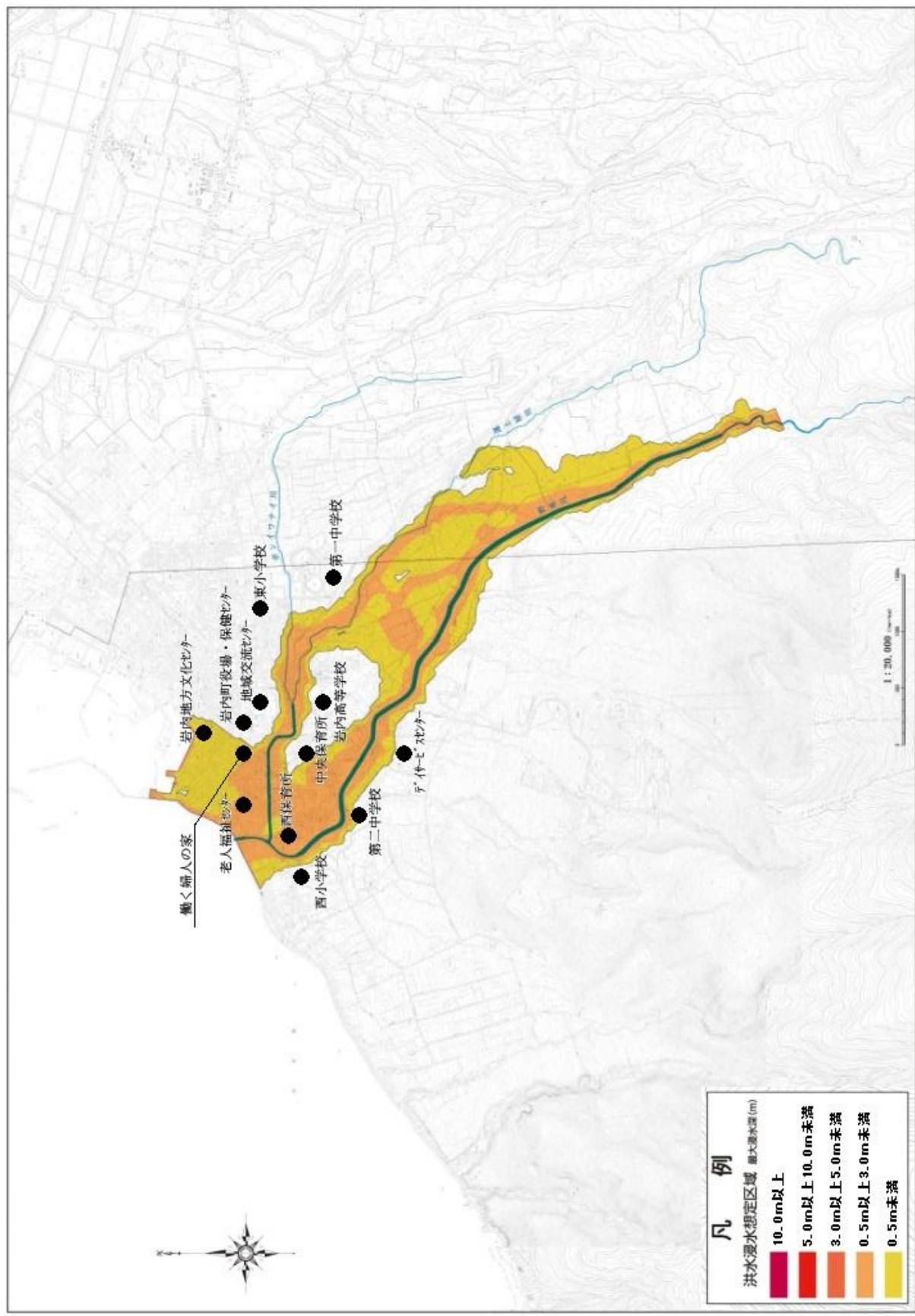
(注) 第2 消防法(昭和23年法律第186号)別表に定める第4項第2石油類の略(灯油、軽油)

第3 消防法別表に定める第4項第3石油類の略(重油)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域







資料 5-4-12-1

字別の世帯及び人口調べ

令和3年12月31日現在

字 别	避 難 予 想		
	世 帯 数	人 口	
東 山	903	世帯	1,675 人
大 浜	784		1,419
万 代	329		560
栄	701		1,255
高 台	452		790
大 和	229		410
御 崎	238		378
清 住	342		577
相 生	724		1,410
宮 園	1,011		1,754
野 束	727		1,260
敷 島 内	96		171
合 計	6,536		11,659

資料 5-5-3-1

炊出し施設の状況

令和3年12月31日現在

施 設 名	住 所	電話番号	1回あたりの 炊出し能力
東 小 学 校	岩内町字東山130番地	62-0246	人分 1,000
西 小 学 校	岩内町字野束172番地 1	62-0263	1,000
第 一 中 学 校	岩内町字宮園313番地20	62-0333	800
第 二 中 学 校	岩内町字野束41番地	62-0289	600
岩 内 高 等 学 校	岩内町字宮園243番地	62-1445	150
東 山 保 育 所	岩内町字東山 3 番地	62-1340	50
中 央 保 育 所	岩内町字宮園 7 番地 1	62-2466	50
西 保 育 所	岩内町字相生12番地13	62-1162	50
文 化 セ ン タ ー	岩内町字万代51番地7	62-0001	160
働く婦人の家	岩内町字高台 6 番地	62-7462	50
老人福祉センター	岩内町字清住167番地	62-3328	50
デイサービスセンター	岩内町字野束69番地4	61-2046	50
岩内町保健センター	岩内町字高台134番地1	67-7086	30
合 計			4,040

資料 5-7-6-1

給水施設の状況

令和3年12月31日現在

給水施設 の 名 称	計 画 給水人口	現 在 給水人口	原水種別	配水方法	従 事 職員数	施 設 の 所 在 地	施設の 管理者	電話番号
岩内町 上水道	人 18,430	人 10,231	表流水	自然流下	人 4	岩内町字 敷島内	岩内町長	62-7652

資料 5-7-7-1

浄水装置による給水の依頼先

令和3年12月31日現在

器 具 名	保 有 者	台 数	能 力
浄水セット	自 衛 隊 真駒内駐屯地 第11後方支援隊	セ ッ ト 3	1 セ ッ ト 当たり 1 分間吸水量 150 L 貯 水 容 量 10,000 L 最大給水日量 70,000 L / 20h

資料 5-7-8-1

給水車両の保有状況

令和3年12月31日現在

給 水 車 両	台 数	搬送能力	保 管 場 所	管 理 者	摘 要
消防タンク車	台 3	L 6,800	岩内・寿都地 方消防組合岩 内消防署	岩内・寿都地 方消防組合管 理者	

給水資機材等の調達先

令和3年12月31日現在

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号
株式会社 進栄	岩内町字東山27番地 2	62-4564
有限会社 昭和設備	岩内町字野束162番地24	62-6338
有限会社 日通プロパン	岩内町字万代37番地 1	62-0402
勝戸電器 株式会社	岩内町字万代 8 番地 1	62-0436
タニグチ住設	岩内町字相生209番地 7	62-1918
鈴木建設 株式会社	岩内町字栄186番地	62-1234
株式会社 マルコ一設備	岩内町字大和10番地 8	62-0008
マルマス設備	岩内町字東山62番地 6	62-9589
カクチョウいたがわ	岩内町字大浜71番地 7	62-8146
株式会社 明奉工業	岩内町字相生183番地 2	63-1800

町内の医療機関一覧表

令和3年12月31日現在

病院・診療所名	所在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
社会福祉法人 北海道社会事業協会 岩内病院	岩内町字高台209番地 2	62-1021	総合診療科. 小児科. 外科. 整形外科.. 眼科. 泌尿器科. 神経精神科等	床 149
医療法人社団 大井内科消化器科医院	岩内町字清住100番地	62-0986	内科. 消化器科	0
万代クリニック	岩内町字万代36番地 8	61-2133	内科	0
医療法人社団 北内科クリニック	岩内町字高台 2 番地 1	62-1457	内科. 胃腸科. 放射線科	0
医療法人社団 千葉外科医院	岩内町字高台191番地 2	62-0981	肛門科. 皮膚科. 外科. ひ尿器科. 整形外科. 内科	0
医療法人社団 前田医院	岩内町字万代 5 番地 5	62-1293	内科. 小児科. 耳鼻咽喉科	0
医療法人 岩内大浜医院	岩内町字大浜 6 番地 1	61-2081	内科	19
医療法人社団 小林整形外科医院	岩内町字東山25番地18	62-3451	整形外科. リハビリテーション科	19
医療法人社団 石山内科循環器科クリニック	岩内町字宮園 8 番地 1	62-3223	内科. 循環器科	0
医療法人社団 いわない眼科クリニック	岩内町字大浜16番地18	61-4101	眼科	0
水野歯科医院	岩内町字万代17番地12	62-1064	歯科	0
みづの歯科医院	岩内町字栄 1 番地 7	62-2535	歯科	0
岡崎歯科医院	岩内町字高台148番地	62-0313	歯科	0
黒田歯科医院	岩内町字万代 4 番地 3	62-0326	歯科	0
医療法人社団 井筒歯科医院	岩内町字高台315番地	62-8000	歯科	0
にしがき歯科医院	岩内町字高台150番地	62-1155	歯科	0
青山歯科クリニック	岩内町字東山133番地 7	61-4180	歯科	0

資料 5-9-5-1

町内の薬局等一覧表

令和3年12月31日現在

店舗名	所在地	電話番号
(有)東山薬局	岩内町字東山27番地9	62-2856
(株)サッポロドラッグストア 岩内東山店	岩内町字東山97番地4	61-4500
(株)サッポロドラッグストア 岩内清住店	岩内町字清住258番地	61-2770
かねた薬局名店街店	岩内町字万代6番地9	62-0040
ホリエ薬店	岩内町字万代8番地14	62-0155
かねた薬局	岩内町字万代12番地1	62-0206
(株)英ピーアンドエム 日の出薬局	岩内町字栄2番地10	62-2250
ココカラファイン薬局 岩内店	岩内町字栄172番地	61-4774
(株)インファーマシーズ イン薬局 岩内店	岩内町字栄186番地3	62-5150
(株)アライ大学堂	岩内町字大和1番地8	62-0456
(株)英ピーアンドエム 若林調剤薬局	岩内町字清住101番地2	62-0698
菜の花調剤薬局	岩内町字相生202番地	62-2287
アイランド薬局 岩内店	岩内町字大浜50番地16	61-4040

資料 5-11-2-1

じん芥処理施設の現況

令和3年12月31日現在

所在地	設置者	処理能力
岩内町字敷島内715番地4	岩内地方衛生組合	炉 30t/16h (30t×1基) 破碎 (前処理設備) 7t/5h

最終処分場の現況

令和3年12月31日現在

所在地	設置者	処理能力
岩内町字敷島内715番地4	岩内地方衛生組合	23,509m ³

し尿処理施設の現況

令和3年12月31日現在

所在地	設置者	処理能力
岩内郡共和町梨野舞納181番地4	岩内町下水道事業 共和町	受入量 84.6m ³ /日

資料5-13-6-1

火葬場・埋葬場の所在地

令和3年12月31日現在

区分	名称	所在地	管理 者
火葬場	岩内町靈苑	岩内町字敷島内836番地	岩内町長
埋葬場	東山墓地	岩内町字東山2番地1	岩内町長
埋葬場	岩内町墓園	岩内町字野東10番地	岩内町長
埋葬場	島野墓地	岩内町字野東番外9	岩内町長

資料5-14-5-1

障害物除去の機械・器具等の保管状況

令和3年12月31日現在

機械・器具名	数量	保管場所	管理 者	摘要
スコップ	34丁	水防倉庫	岩内町長	
ロープ	100m	岩内・寿都地方消防組合岩内消防署	岩内・寿都地方消防組合管理者	50m 2本
可搬式ワインチ	1式	岩内・寿都地方消防組合岩内消防署	岩内・寿都地方消防組合管理者	T-35

資料5-14-6-1

障害物除去車両の保有状況

令和3年12月31日現在

機関名	電話番号	ダンプ	ショベル	ブルドーザ	ロータリ
岩内町	62-1011	1台	1台	台	3(1)台
有限会社 宮丘運輸	62-1490	8		8	3(1)
エコメンテナンス株式会社	62-2387	6	2		
平野運輸 有限会社	61-2468	9		5	
株式会社 三田運輸	62-0617	8	7		1
合計		32	10	13	7(2)

()は内数で小型ロータリ

輸送車両の状況

(1) 車両

令和3年12月31日現在

機関名	電話番号	バス	トラック	乗用車	合計	輸送人員	摘要
岩内町	62-1011	台 3(1)	台 5(4)	台 41	台 49	人 339	()は内数でマイクロバス、軽トラック

(2) バス、タクシー

機関名	電話番号	バス	トラック	乗用車	合計	輸送人員	摘要
北海道中央バス株式会社 岩内営業所	62-1284	台 13	台	台	台 13	人 668	
ニセコバス株式会社 岩内営業所	62-6661	17			17	1,038	
株式会社フレンドタクシー	62-1124			19	19	86	
株式会社キングハイヤー	62-1303			16	16	84	
合計		30		35	65	1,876	

(3) 運送会社

機関名	電話番号	バス	トラック	乗用車	合計	輸送人員	摘要
有限会社 岩内海同運輸	62-0730	台 8	台 10	台	台 18	人 351	
エコメンテナンス 株式会社	62-2387		6		6	12	
平野運輸 有限会社	62-2468		14		14	28	
有限会社 松田運輸	63-1757		5		5	10	
株式会社 三田運輸	62-0617		8		8	16	
有限会社 北一北成建設	62-9797		6		6	12	
飯島運輸物流 株式会社	63-2538		14		14	28	
株式会社 田村工業	62-1080		2		2	4	
合計		8	65		73	461	

ヘリコプター離着陸・物資投下の可能地点

令和3年12月31日現在

施設名	所在地	面積 m ²	施設管理者及び 電話番号
東小学校グラウンド	岩内町字東山130番地	13,277	教育委員会 67-7099
地域交流センターグラウンド	岩内町字高台202番地	13,865	岩内町長 62-1011 (企画財政課)
西小学校グラウンド	岩内町字野東172番地3	30,016	教育委員会 67-7099
東山公園	岩内町字東山9番地	15,127	岩内町長 67-7097 (建設課)
第一中学校グラウンド	岩内町字宮園313番地20	21,824	教育委員会 67-7099
第二中学校グラウンド	岩内町字野東41番地	24,270	教育委員会 67-7099
岩内高等学校グラウンド	岩内町字宮園249番地1	35,751	道教育委員会 62-1445 (岩内高校)
運動公園野球場	岩内町字宮園313番地	22,600	岩内町長 67-7097 (建設課)
運動公園陸上競技場	岩内町字宮園313番地	26,900	岩内町長 67-7097 (建設課)
運動公園多目的グラウンド	岩内町字宮園313番地	12,000	岩内町長 67-7097 (建設課)
運動公園サッカー・ラグビー場	共和町老古美	11,650	岩内町長 67-7097 (建設課)
新港東埠頭	岩内町字大浜476番地	10,645	岩内町長 67-7097 (建設課)
合計	12カ所	237,899	

着陸点には着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を書き、中央にHと記す。

応急教育の予定施設

令和3年12月31日現在

区分	施 設 名	収 容 可能人数	R3.12.31	他よりの受入可能数 計
			児童生徒数	
小・中学校	東 小 学 校	人 1,791	人 271	人 1,520
	西 小 学 校	2,398	201	2,197
	第一 中 学 校	1,810	131	1,679
	第二 中 学 校	2,389	122	2,267
	計	8,388	725	7,663
公共施設等	地域交流センター	2,483		2,483
	町民体育館			
	人材開発センター	463		463
	老人福祉センター	381		381
	働く婦人の家	212		212
	中央保育所	358		358
	東山保育所	197		197
	西保育所	252		252
計		4,346		4,346
合 計		12,734		12,009

資料 5-17-9-1

学用品購入(配分)計画表

岩内町

品目	単価	小・中学校別		小学校		中学校		計			摘要
		児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	児童・生徒数	数量	金額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	円	
<hr/>											
合 計											

資料 5-17-9-2

学用品給与簿

小学校
中

小・中学生()

岩内町

住家の被害 区分	学年	児童 (生徒) 氏名	保護者 氏名	受領印	給与品内訳(数量)					給与 月日	摘要
					教科書	教材	鉛筆	ノート			
<hr/>											
合 計											

資料 5-17-9-3

学用品受払簿

岩内町

品名	単位呼称	摘要	受	払	残	摘要
年月日	摘要	要	受	払	残	摘要

文化財の指定状況

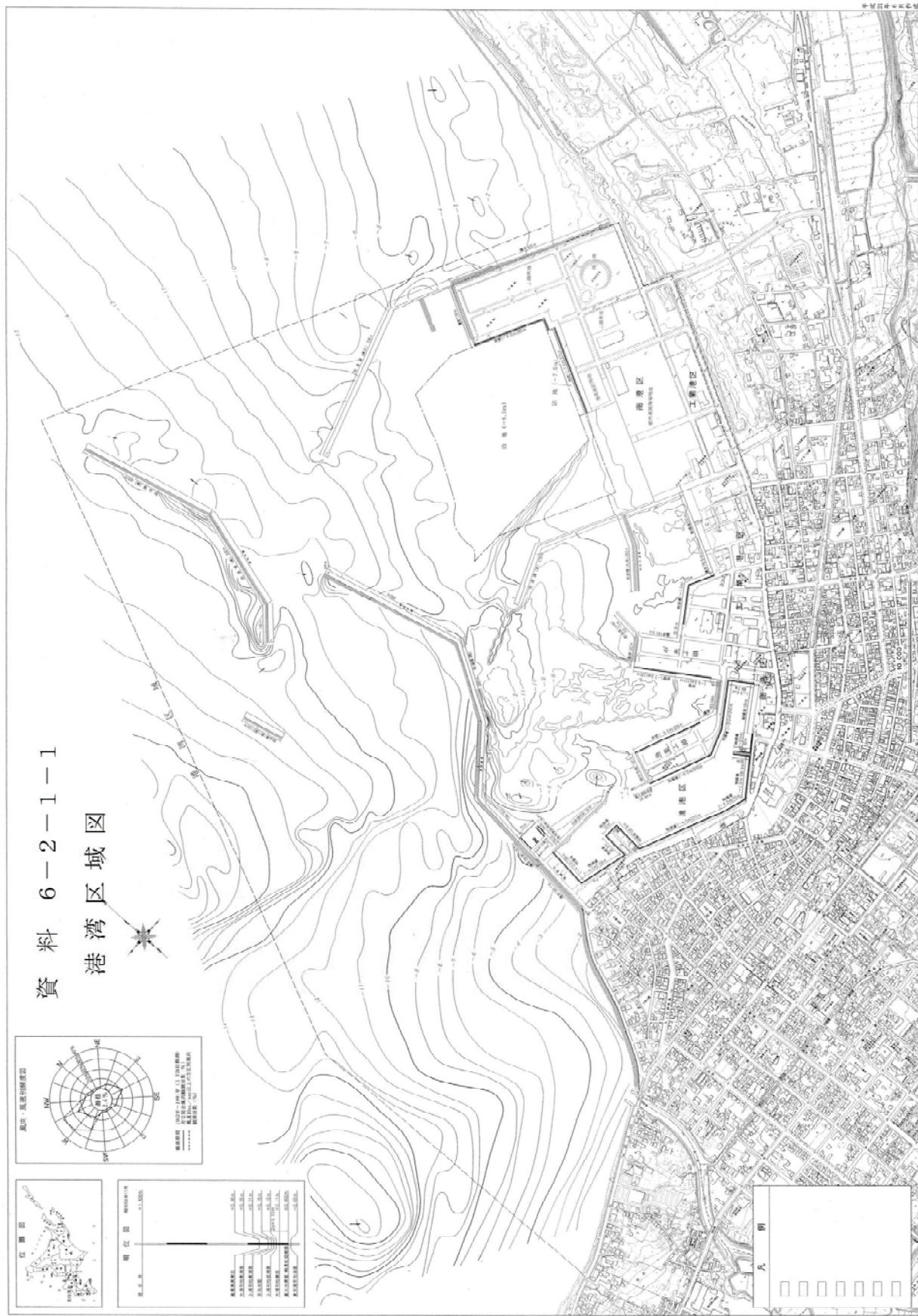
(1) 道指定

令和3年12月31日現在

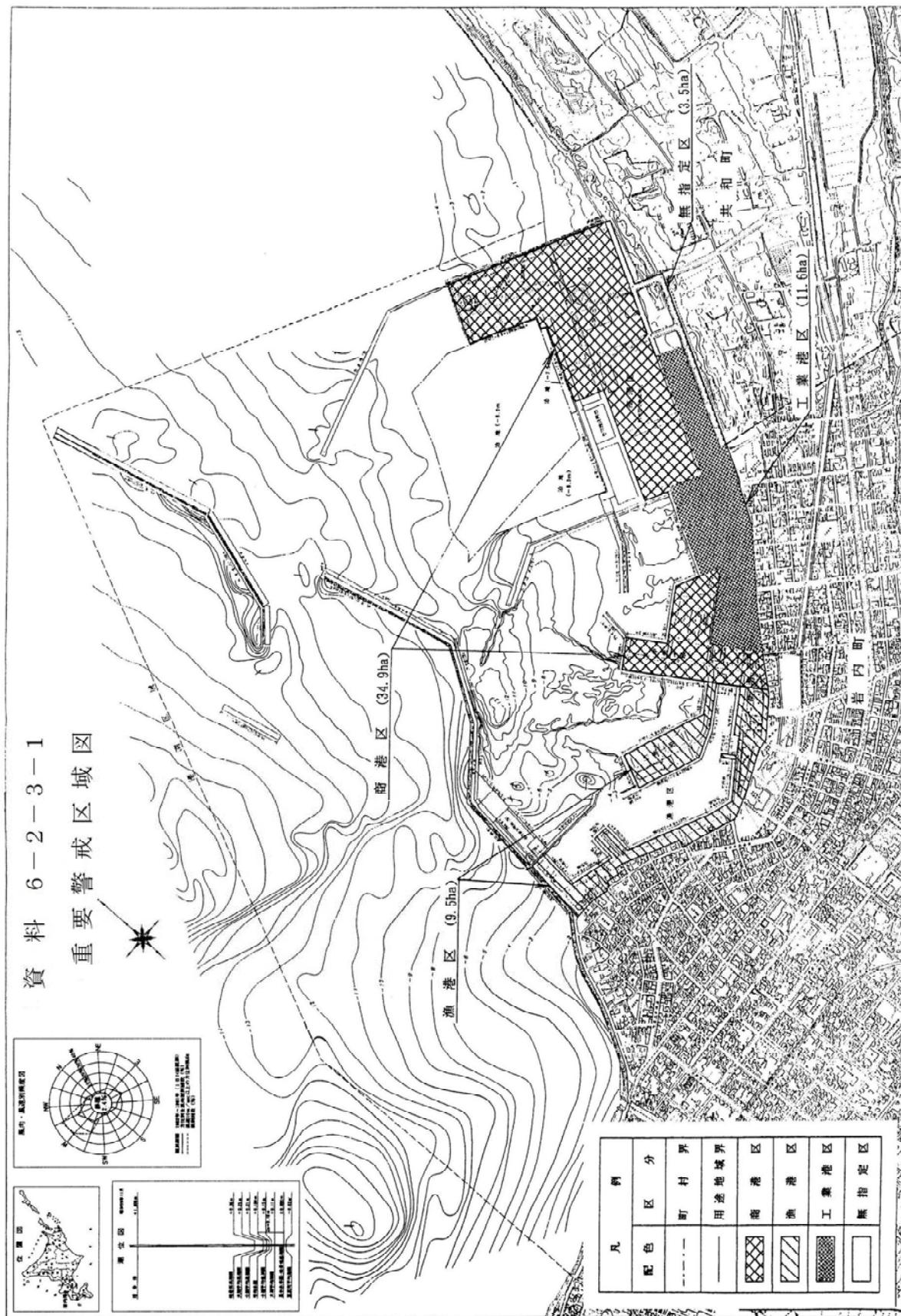
名 称	所 在 地	所有者	指定年月日	摘 要
岩内東山円筒文化遺跡出土の遺物	岩内町字清住5番地3 (郷土館)	岩内町	昭和43. 3. 29	縄文文化前期の円筒土器、下層式土器及び中期の円筒土器、上層式土器で両期文化の遺物が同一地点で層位的に出土する北限
岩内東山円筒文化遺跡	岩内町字東山2番地	岩内町	昭和43. 3. 29	縄文文化前期及び中期のいわゆる円筒式土器文化の代表的遺跡

(2) 岩内町指定

名 称	所 在 地	所有者	指定年月日	摘 要
阿彌陀如来大仏像	岩内町字高台143番地	帰厚院	昭和44. 7. 1	岩内町有形文化財/ 美工
一本柳	岩内町字清住8番地8	岩内町	昭和47. 11. 3	岩内町天然記念物
岩内赤坂奴		岩 内 赤坂奴 保存会	昭和58. 7. 5	岩内町無形民俗文化財 岩内神社



資料 6-2-3-1
重要警戒区域図



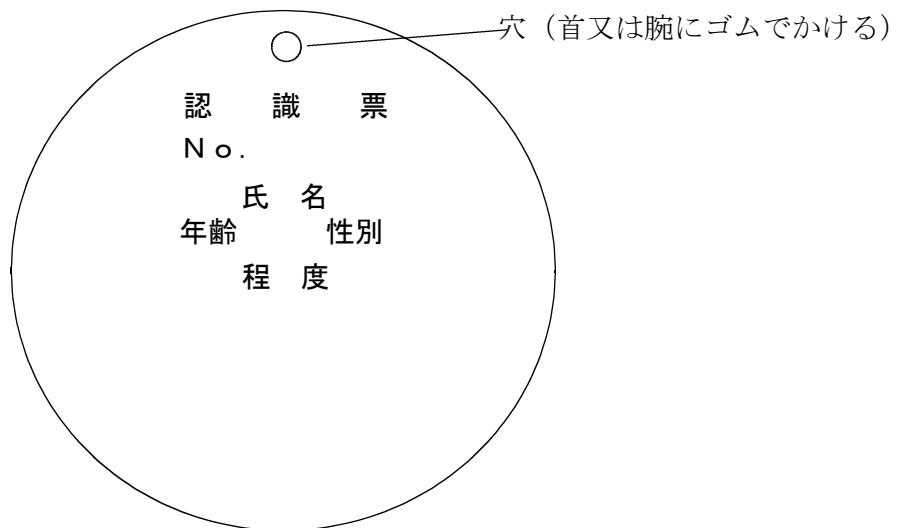
資料6-2-9-1

港湾防災資材の保有状況

令和3年12月31日現在

保有機関名	資材名	数量
岩内郡漁業協同組合	オイルフェンス	300m

資料6-3-10-1



資料6-3-10-2

救急状況調書

取扱員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病の程度	収容医機関名
	No.				男女		死重中軽	病院 医院 診療所

資料6-3-10-3

記録集計表

月日現在 被災状況	死亡		重傷	中傷	軽傷	計	収容場所	出動医療班名
	現場	医療機関						
月時 日分 現在	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		

※ 傷病者の救出及び救急状況の記録用

資料 7-3-2-1

国道・道道の通行規制の基準

路線	区間	連続雨量	組合雨量	
			連続雨量	時間雨量
国道 229号	神恵内珊瑚内～神恵内村大森	100 mm/以上	80	20
国道 229号	岩内町敷島内～蘭越町港町	120	100	20
道道 66号 岩内洞爺線	共和町老古美～蘭越町湯里	100	-	-
道道 268号 岩内蘭越線	共和町老古美～蘭越町新見	100	-	-
道道 68号 古平神恵内線	古平町六志内～神恵内村駒吉沢	100	-	-

組合雨量とは、連続雨量と時間雨量の条件が満たされた場合に通行規制となる。

災害復旧事業別の国庫負担及び補助率

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	〃	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外郭施設 けい留施設、輸送施設	〃	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10(高率該当分)
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常)、 9/10、10/10(高率該当分)
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10(通常)、 7.5/10～10/10(高率後)
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10(通常)、 10/10(高率該当分)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場 その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区 土地改良事業法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			事業完了地区 北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供的施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援助事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
障害者総合支援法	障害者支援施設	市町村 (指定都市及び中核市を除く)、社会福祉法人等	障害者支援施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	"	"
		市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	"	"
		市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	"	"
助産施設等	市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上)	"	
		児童厚生施設	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村 (指定都市及び中核市を除く)	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	"	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関 感染症法予防事業	市町村 "	感染症指定医療機関 感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	災害復旧所要額 1件につき60万円以上 各種事業による	1/2 "
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 ①本復旧費>現在給水人口×130円 ②本復旧費>1,900千円 (町村は1,000千円) ○簡易水道事業 ①本復旧費>現在給水人口×110円 ②本復旧費>1,000千円 (町村は500千円)	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担金	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	"	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	"	"

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、時に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市町村 40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2)都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3)公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4)宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるもの含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

岩内町地域防災計画 (資料編)

発行	:	昭和	40	年	4	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
改訂	:	昭和	63	年	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
改訂	:	平成	2	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	3	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	4	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	5	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	6	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	9	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	11	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	13	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	14	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	15	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	16	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	17	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	18	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	20	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	平成	26	年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
改訂	:	平成	28	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	平成	29	年	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
改訂	:	平成	30	年	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
改訂	:	令和	元	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
改訂	:	令和	4	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

岩内町